

目で見る日本の地方財政

地方財政の状況

平成15年版地方財政白書ビジュアル版（平成13年度決算）



総務省



地方財政の役割

..... 1

地方財政の現状

歳入 4

1. 歳入内訳の構成 4

2. 歳入内訳の推移 5

3. 地方税 6

4. 地方交付税 8

歳出 10

1. 目的別分類 10

2. 性質別分類 12

財政構造の弾力性 14

1. 経常収支比率 14

2. 起債制限比率 15

地方財政の借入金残高 16

1. 地方債現在高の推移 16

2. 地方財政の借入金残高 17

地方公営企業 18

1. 地方公営企業が占める割合 18

2. 事業数 19

3. 決算規模 19

4. 経営状況 20

財政の健全化に向けての取組

1. 公務員数 21

2. 給与水準 23

3. 行政の透明化 24

4. 行政改革の具体的な取組事例 25

地方財政の課題

1. 地方分権の更なる進展のための

行財政基盤の充実 26

2. 健全化への努力 33

3. 地域の政策課題への対応 33

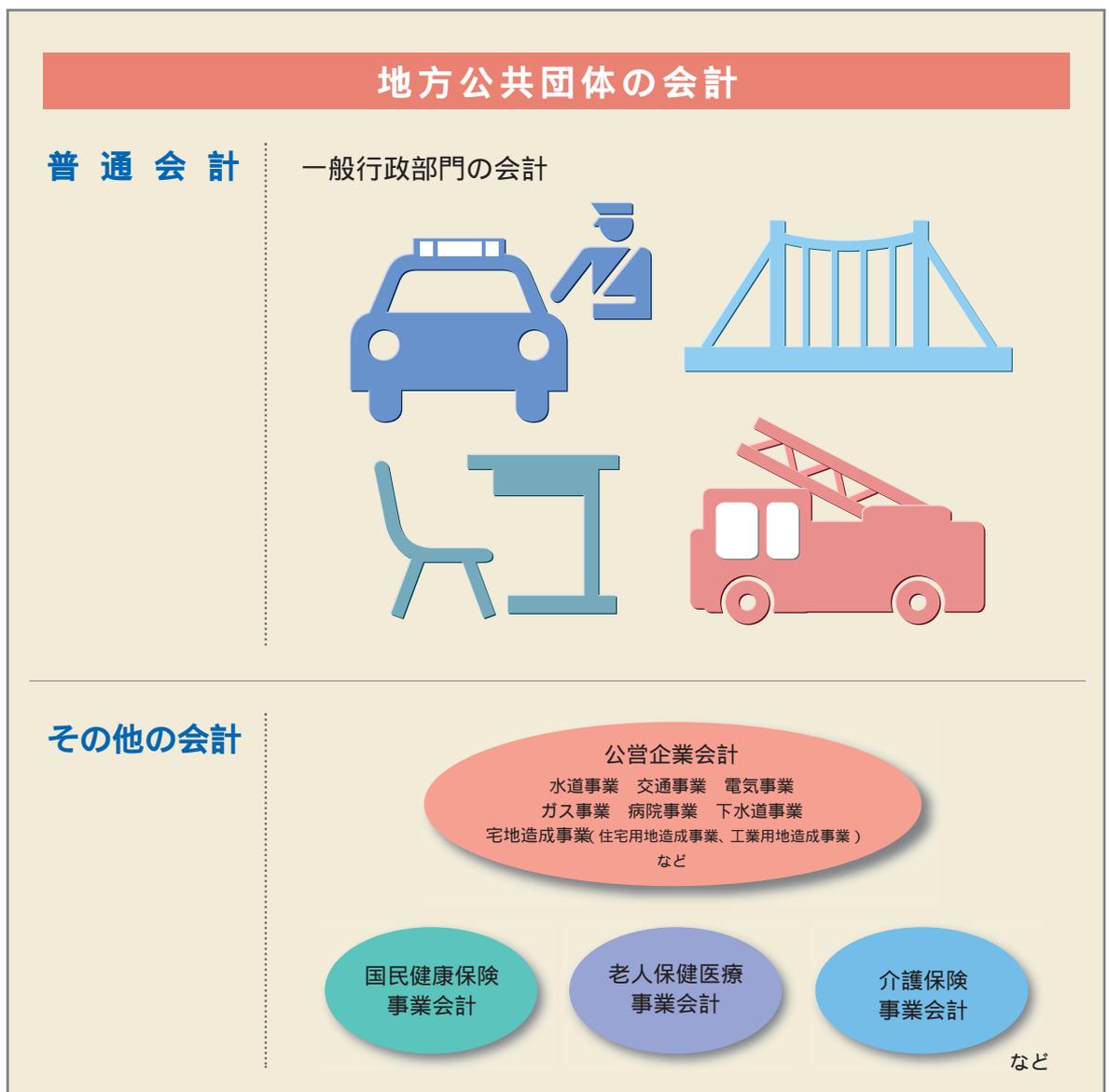
地方財政の役割

都道府県や市町村は、学校教育や福祉・衛生、警察・消防、道路、下水道などの整備といったさまざまな行政分野の中心的な担い手であり、国民生活に大きな役割を果たしています。

ここでは、地方公共団体の財政の集合体である地方財政について、普通会計を中心として、平成13年度の決算の状況、地方公共団体の財政健全化への取組などを紹介していきます。

地方公共団体の会計の決算統計上の分類

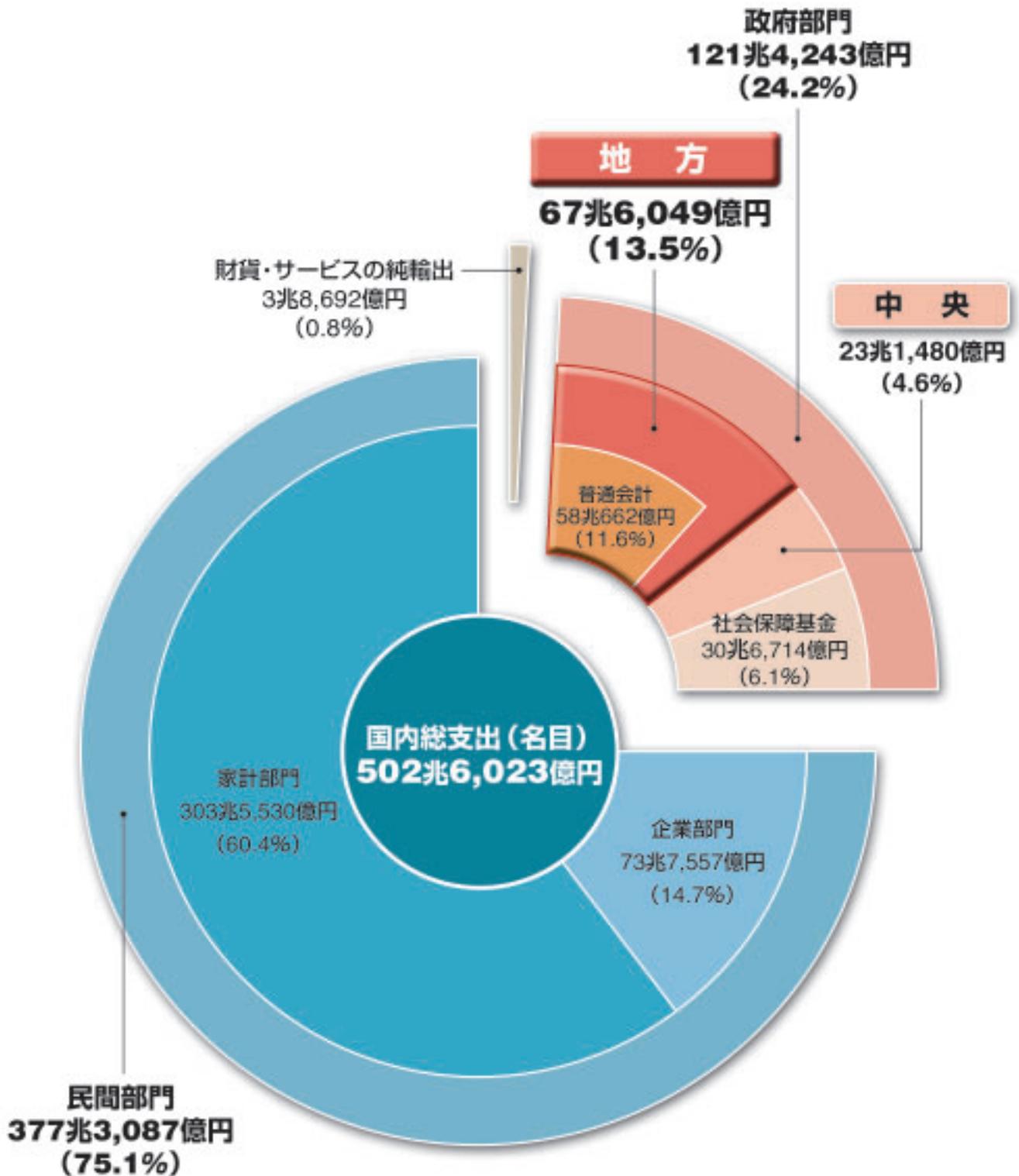
地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分経理されていますが、各団体の会計区分は一律ではないため、決算統計では地方公共団体全体の財政の状況を明らかにするとともに地方公共団体相互間の比較を可能とする観点から、統一的方法により、一般行政部門の会計を普通会計として整理し、その他の会計と区分しています。



地方財政の規模は、国の財政に比べてどの程度なのでしょう？

地方財政の規模を国内総支出に占める割合でみると、地方政府部門が13.5%を占めており、中央政府の約3倍となっています。

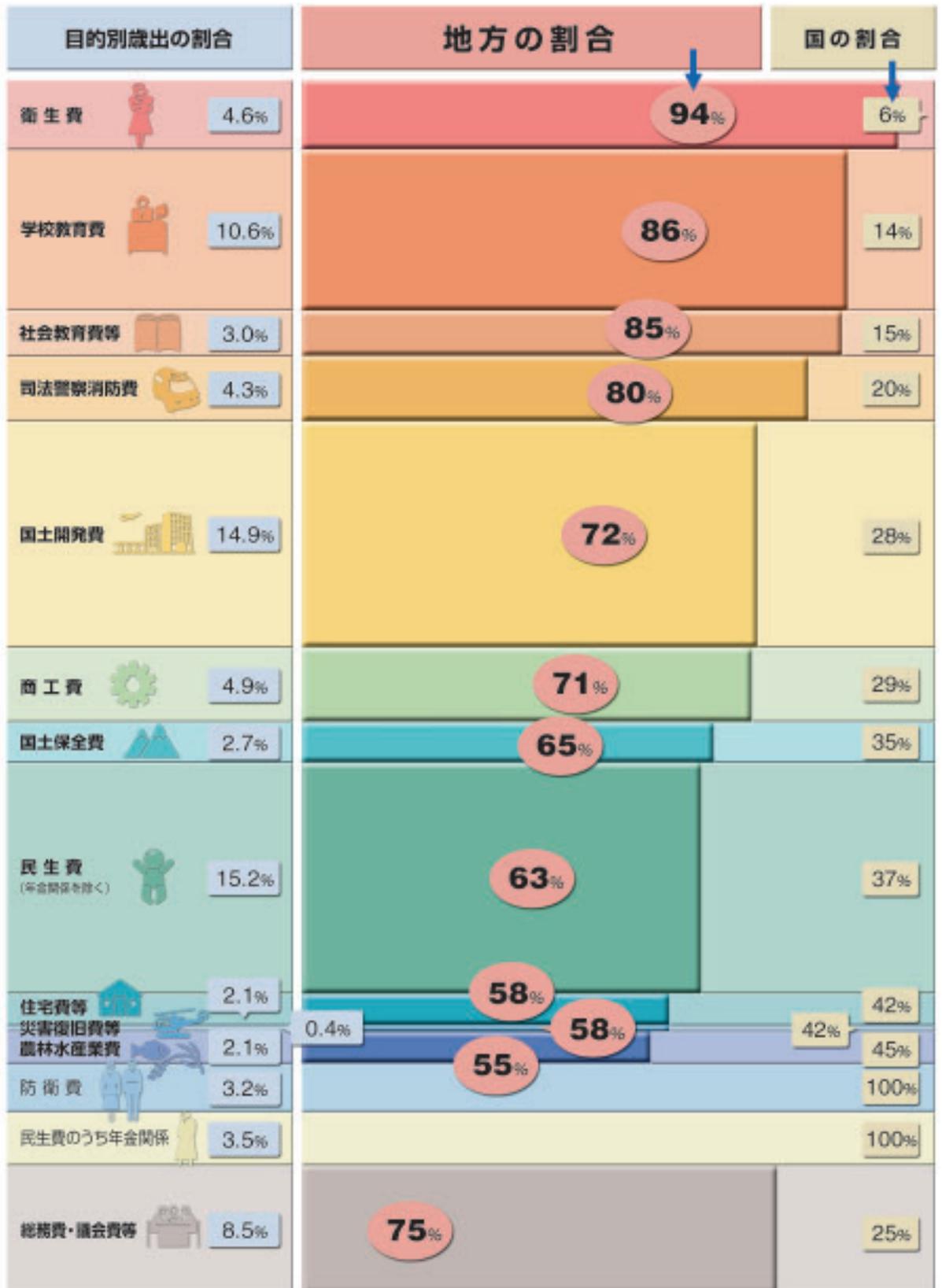
国内総支出と地方財政



どのような分野で地方の歳出割合が高いのでしょうか？

国と地方を通じた歳出のうち、地方の歳出の割合が高いのは、主に、衛生、学校教育、社会教育、警察・消防などの日常生活に関係の深い分野です。

国と地方の主な目的別歳出の割合（最終支出ベース）



歳入

行政活動のためのお金は、どこから来ているのでしょうか？

1. 歳入内訳の構成

地方公共団体の歳入のうち、地方税は約3分の1を占め、ついで、地方交付税、国庫支出金、地方債の順になっています。

歳入内訳の構成（平成13年度）

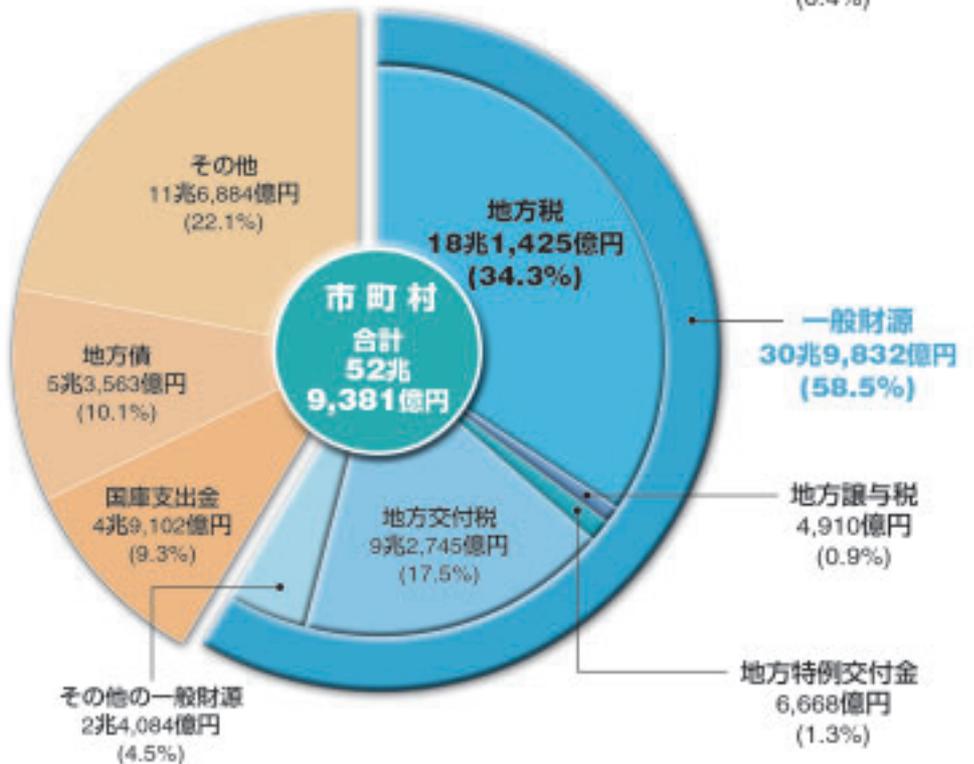
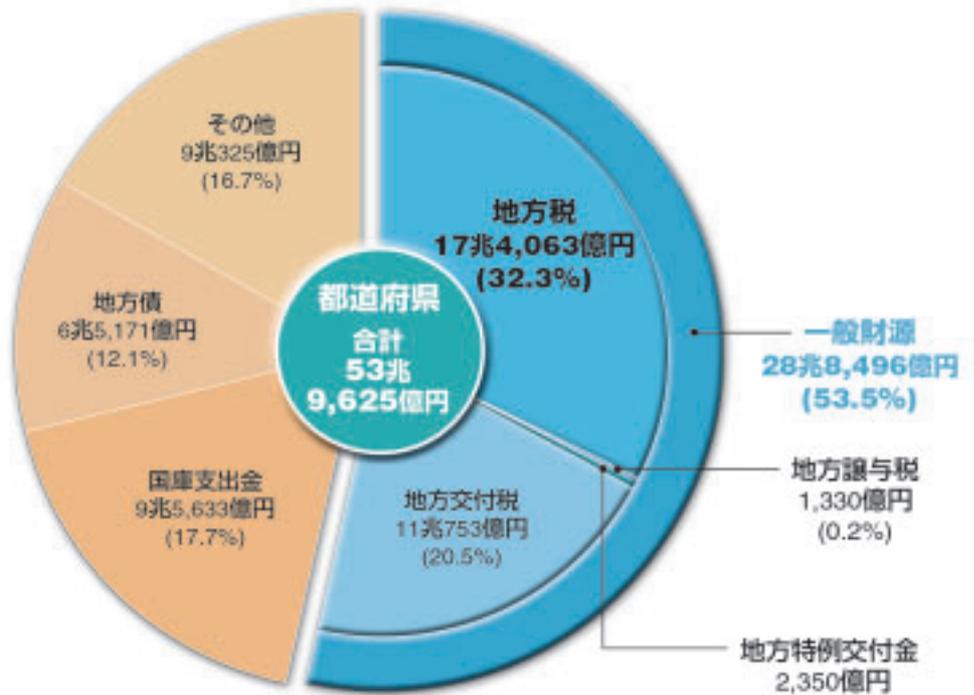
一般財源

地方税、地方交付税などは、用途が特定されていない財源であることから、一般財源と呼ばれています。地方公共団体が、さまざまな行政ニーズに適切に対応するためには、この一般財源の確保が極めて重要になります。

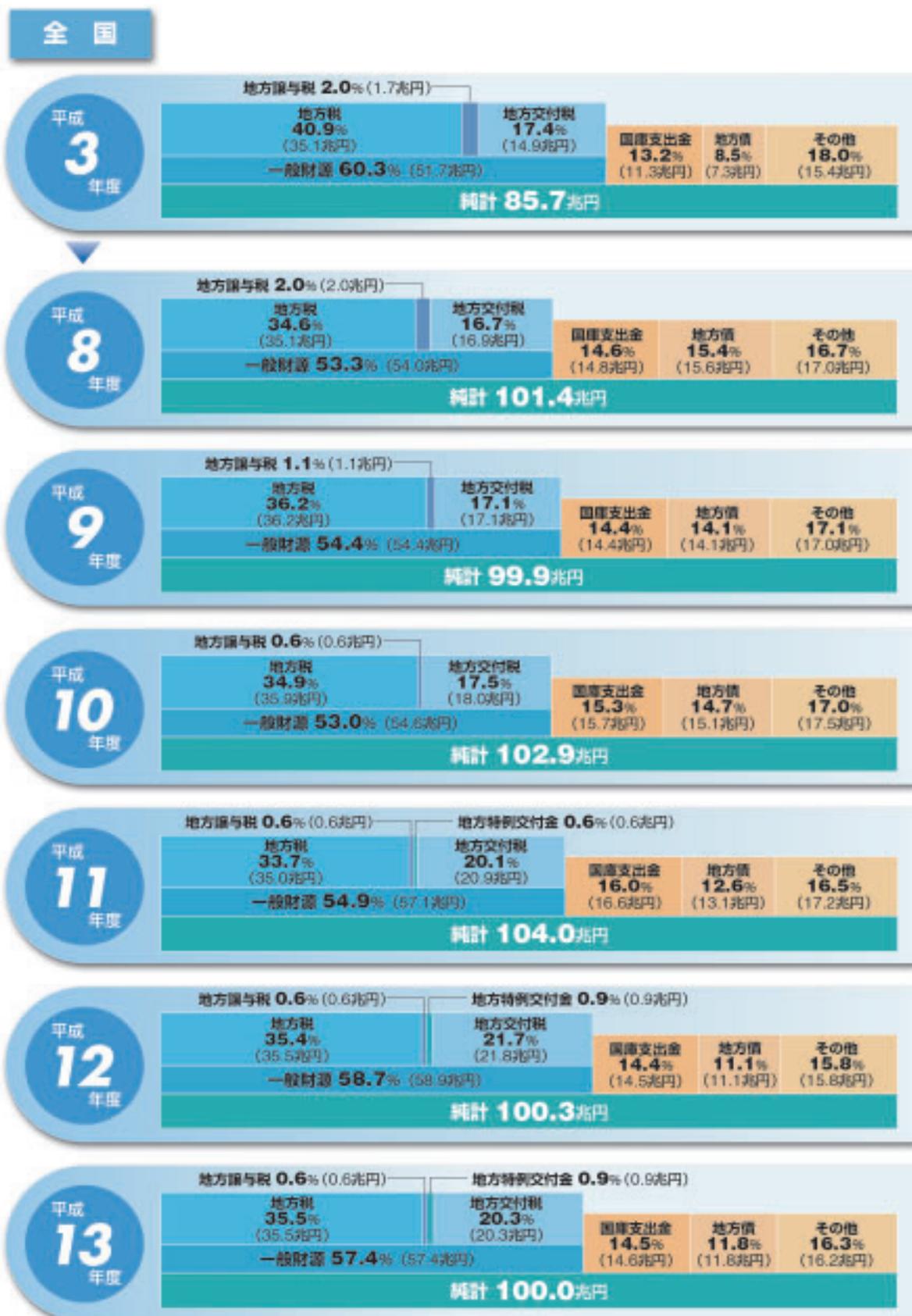
- * 地方譲与税 国税として徴収され、地方公共団体に譲与される税で、地方道路譲与税などがあります。
- * 地方特例交付金 恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするための、地方税の代替的性格を有する財源です。
- * 地方交付税 国税5税の一定割合の額で、地方公共団体の税源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方共有の固有財源です(詳しくは8・9ページをご覧ください)。
- * 国庫支出金 国が用途を特定して地方公共団体に交付する資金の総称です。
- * 地方債 地方公共団体の債務のうち、償還期間が1会計年度を超えて行われるものを指します。

(注1)ここでは普通会計を中心に扱います(上下水道、交通、病院などの「公営企業」は、18～20ページで紹介いたします)。

(注2)各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものです。したがって、その内訳は合計と一致しない場合があります。



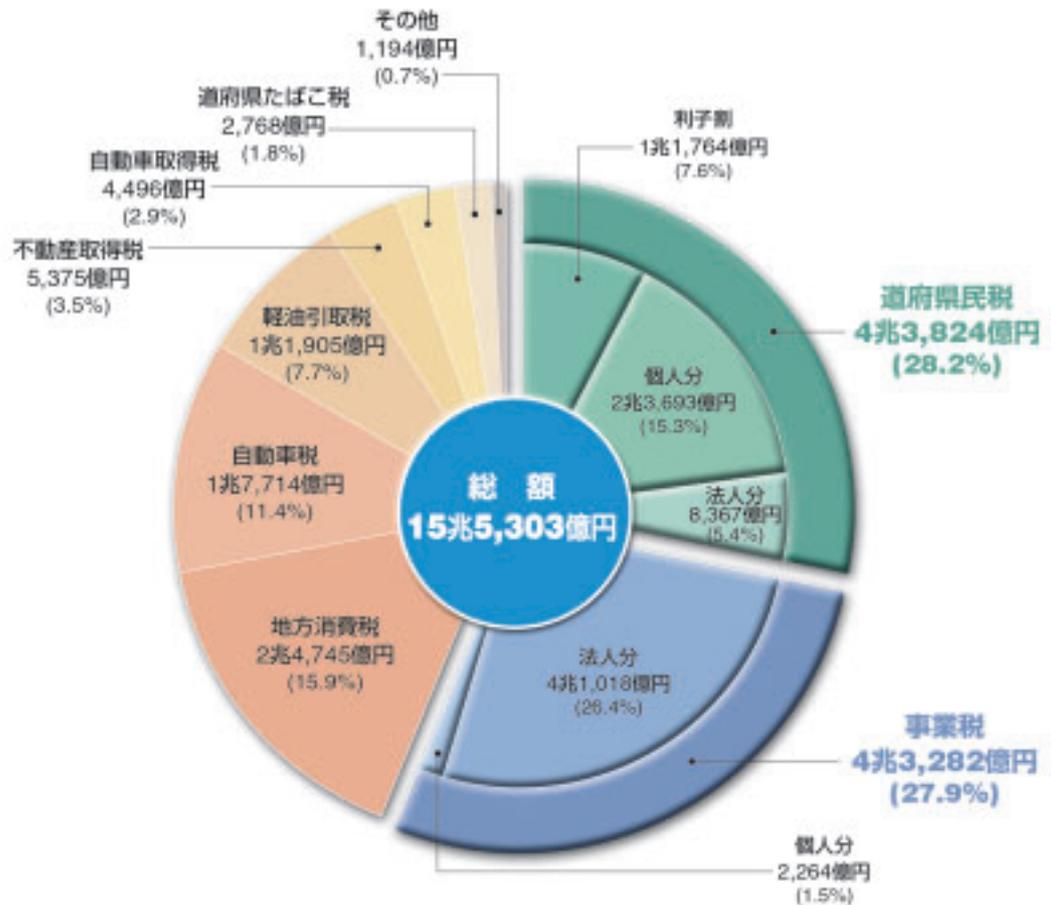
2. 歳入内訳の推移



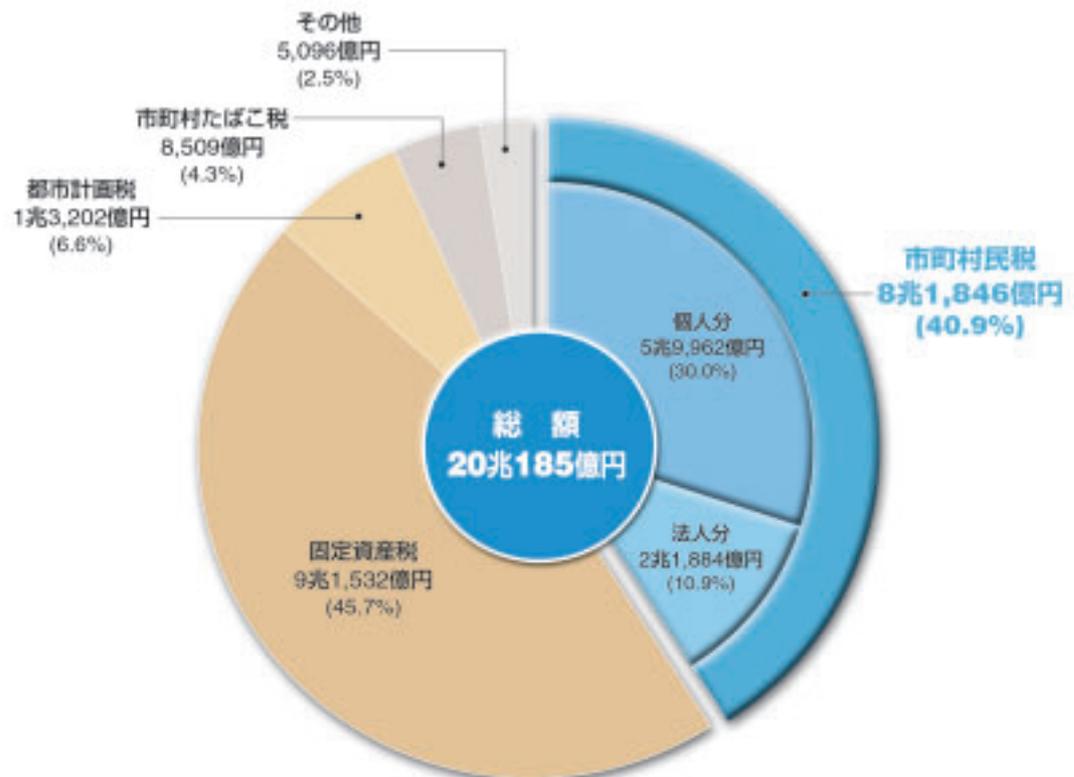
3. 地方税

地方税は、都道府県税と市町村税とに分かれます(東京都の特別区については、都が市町村税の一部を課税しています)。

都道府県税の税収の構成 (平成13年度決算)



市町村税の税収の構成 (平成13年度決算)

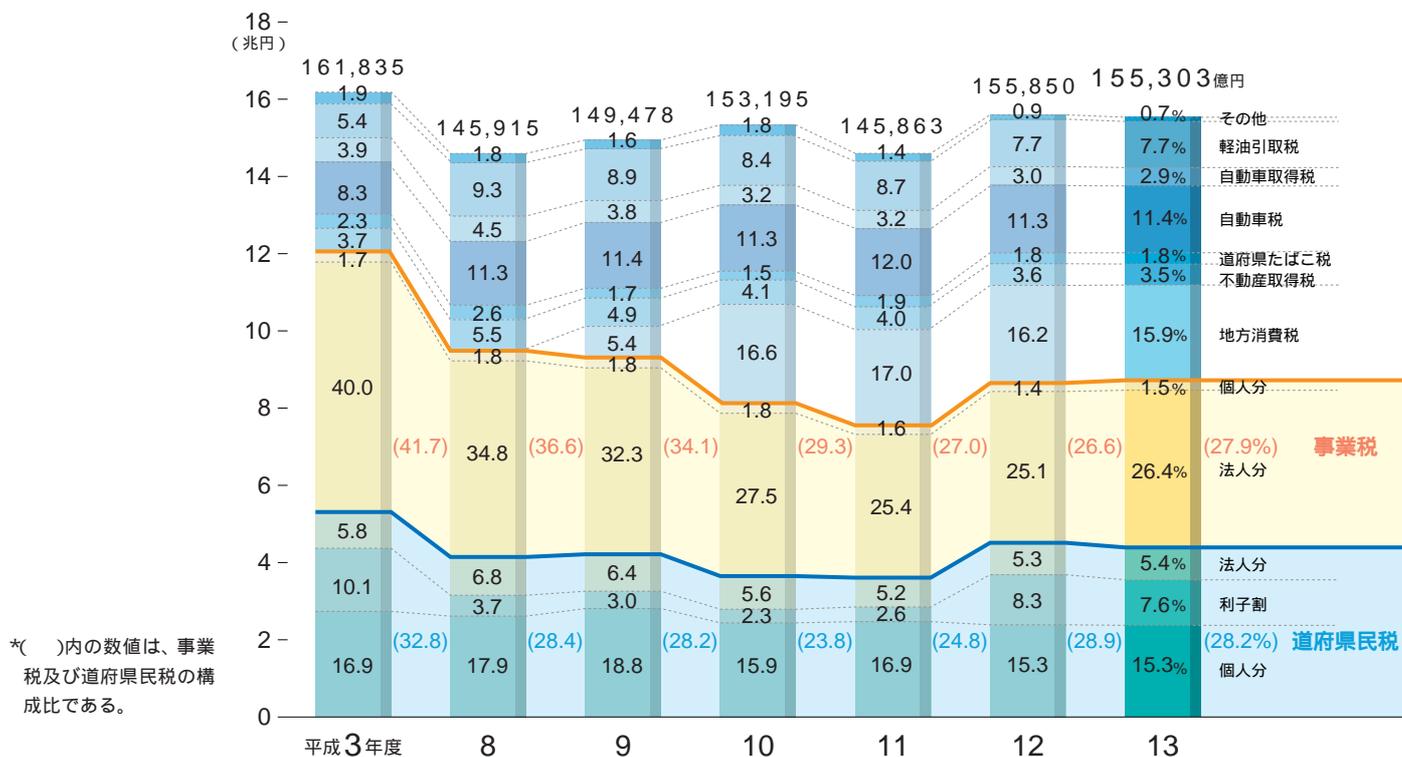


都道府県税では法人関係二税（法人事業税及び法人道府県民税）の割合が高く、市町村税では固定資産税と個人市町村民税の割合が高くなっています。

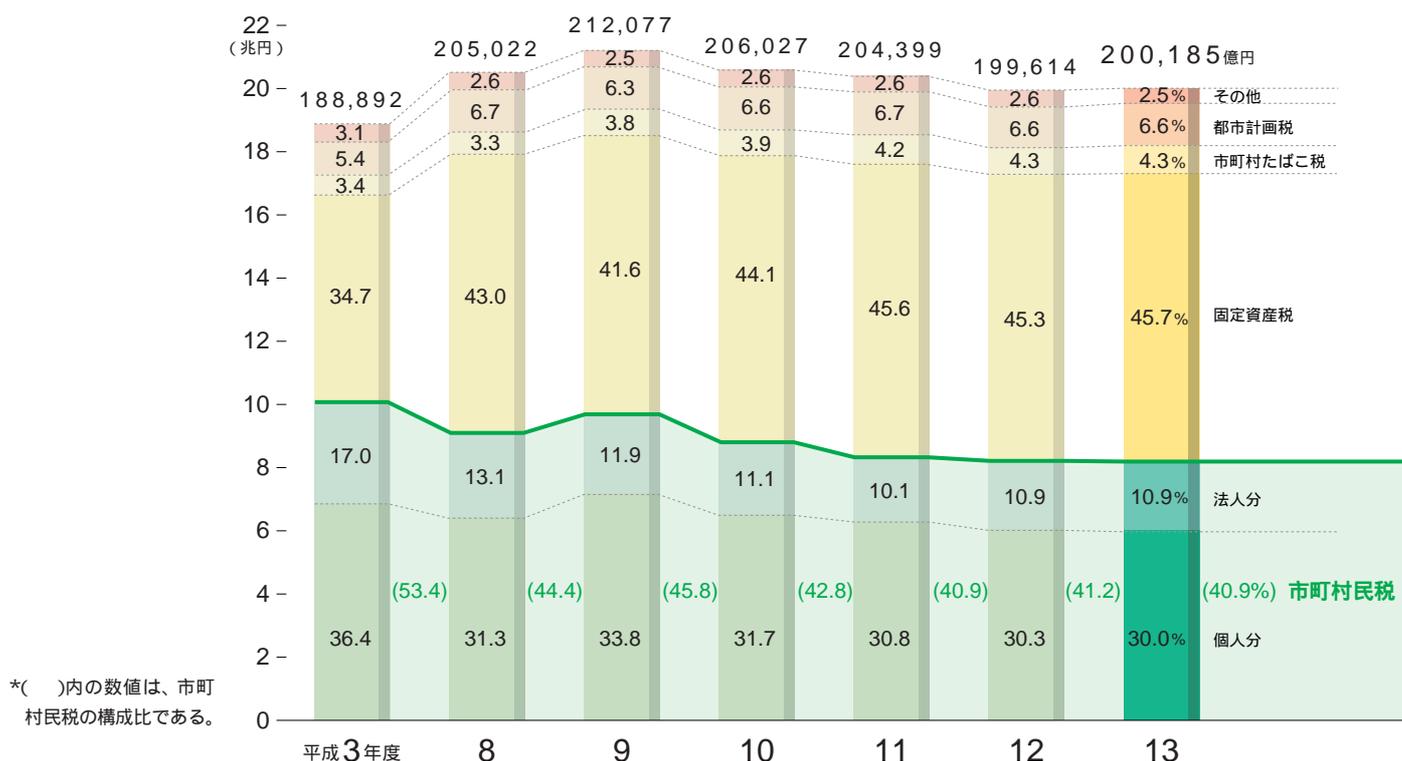
法人関係二税は景気変動の影響を受けやすく、都道府県税の税収は不安定になっています。

他方、市町村税は比較的安定的に推移していましたが、平成10年度以降は減収傾向となっています。

都道府県税の推移



市町村税の推移



4. 地方交付税

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障するためのもので、地方の固有財源です。地方公共団体の行政の自主性を損なわないように、この地方交付税は、各地方公共団体が自ら徴収した地方税同様、どのような用途に充てるかは、その地方公共団体の自由に任されています。

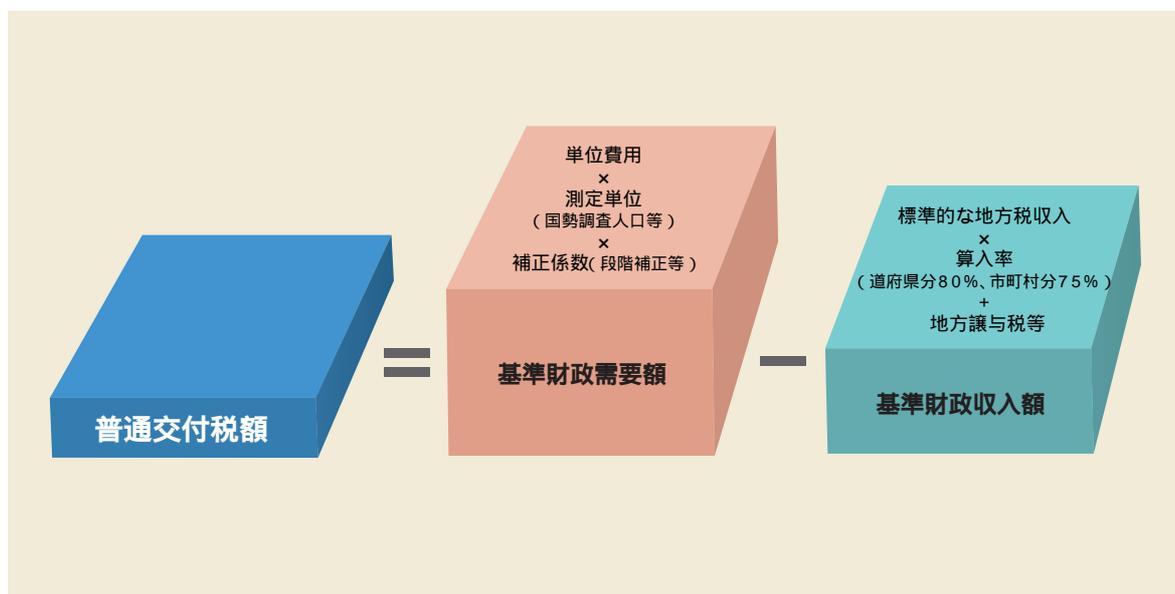
本来、地方自治の観点からは、行政活動に必要な財源は、それぞれの地方公共団体がその住民から徴収した地方税で賄うのが理想ですが、税源の地域的なアンバランスがあり、多くの地方公共団体が必要な税収を確保できません。そこで、本来地方の税収入とすべき財源を国が代わって徴収し、財政力の弱い地方公共団体に対して、地方交付税として再配分しています。

1 総額の決定

国税5税の一定割合（所得税・法人税・酒税の32%、消費税の29.5%、たばこ税の25%（法人税については平成12年度から当分の間35.8%））を基本としつつ、地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づき総額が決定されます。

2 各地方公共団体の普通交付税の算定方式

次のような仕組みで各地方公共団体の普通交付税の額が算定されています。



(注1) 基準財政需要額は、各地方公共団体の合理的かつ妥当な水準における財政需要として算定されるものであり、義務教育や生活保護、公共事業等の国庫負担金事業の地方負担を算入することが義務づけられています。

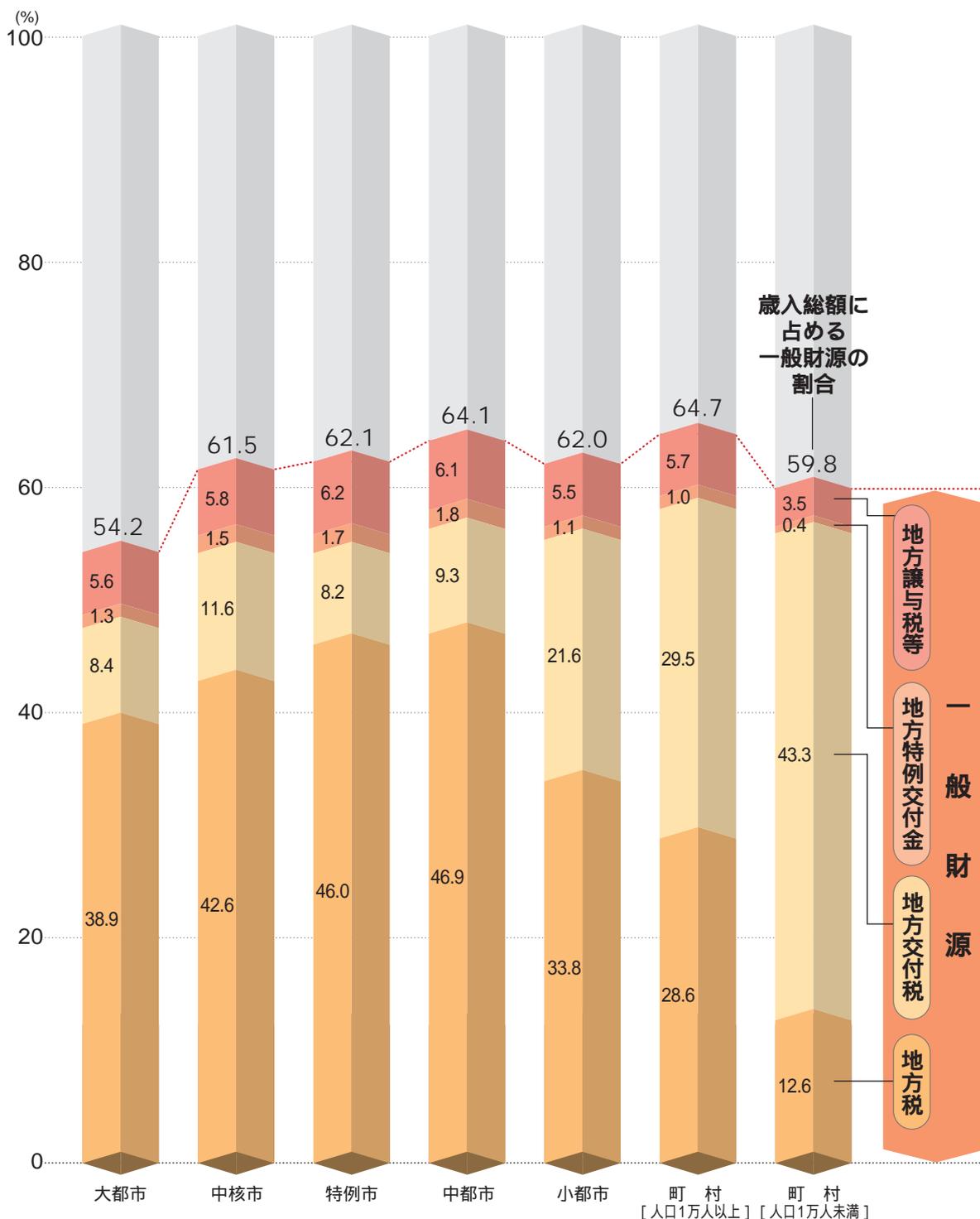
なお、平成13年度から平成15年度の間においては、基準財政需要額の一部を地方財政法第5条の特例債（臨時財政対策債）に替えています。

(注2) 標準的な地方税収入には、当該団体が独自に課税する「法定外普通税・法定外目的税」、地方税法に規定する標準税率を超えて行う「超過課税」の額は算入されません。

なお、算入率は平成15年度から道府県分、市町村分とも75%となっています。

財源調整が働いている結果、歳入総額に占める一般財源の割合は、人口規模等による大きな違いは生じていません。

市町村の歳入総額に占める一般財源の割合の分布状況



(注)「大都市」とは、地方自治法第252条の19第1項の指定を受けた都市をいいます。「中核市」とは、地方自治法第252条の22第1項の指定を受けた都市をいいます。「特例市」とは、地方自治法第252条の26の3第1項の指定を受けた都市をいいます。「中都市」とは、「大都市」、「中核市」及び「特例市」以外の市のうち、平成14年3月31日現在の行政区域における平成12年国勢調査報告による人口10万人以上の市をいい、「小都市」とは、同じく、人口10万人未満の市をいいます。

歳出

何に使われているのでしょうか？

1. 目的別分類

使われる目的別に分類すると、土木費、教育費、民生費などに多くの財源が使われています。都道府県では、教育費、土木費、公債費の順、市町村では、民生費、土木費、総務費の順となっています。

土木費：道路、河川、住宅、公園など各種の公共施設の建設整備の費用

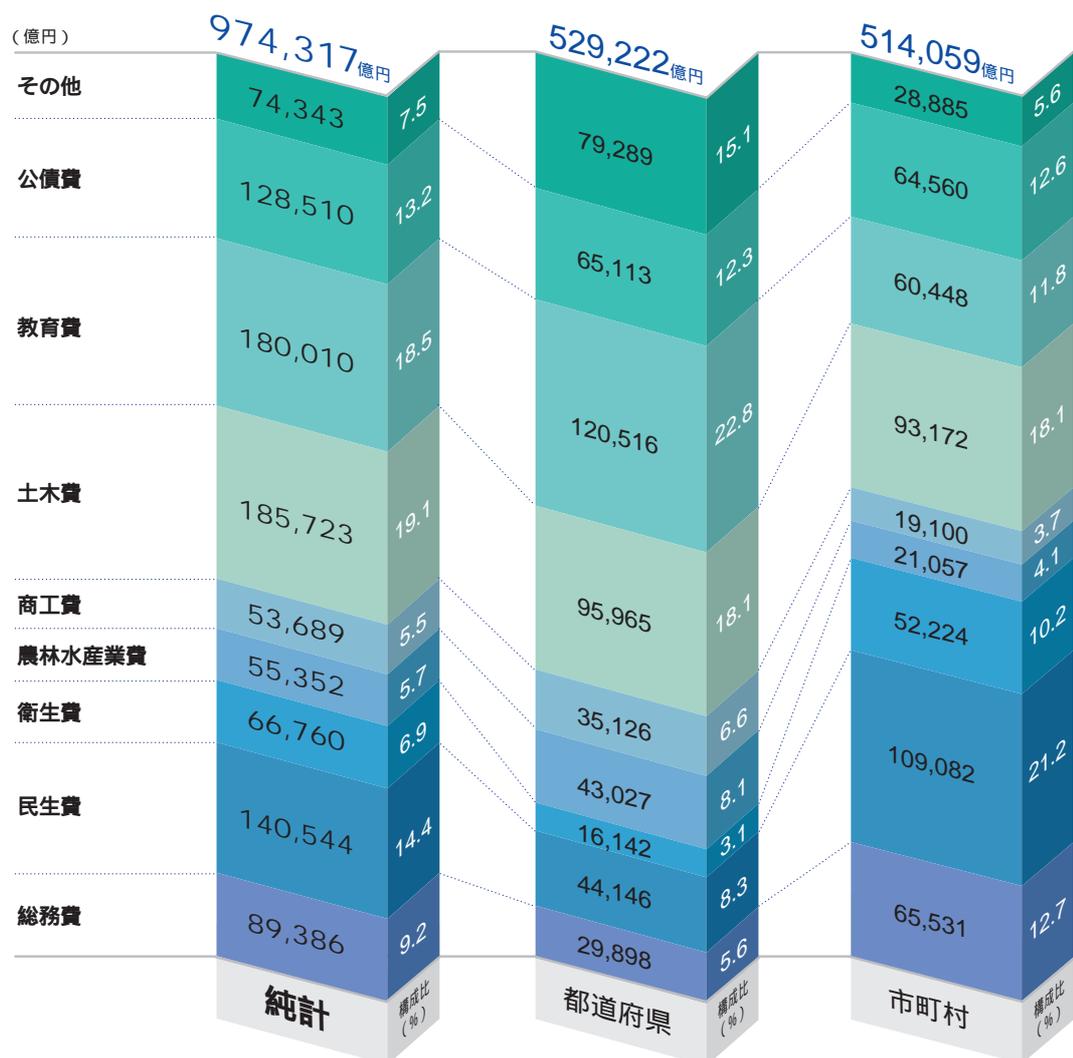
教育費：学校教育、社会教育などに使われる費用

民生費：児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備や運営、生活保護の実施等の費用

公債費：借入金の元金・利子などの支払いの費用

総務費：退職金（警察費及び教育費に係るものを除く）、基金積立金、徴税等の費用

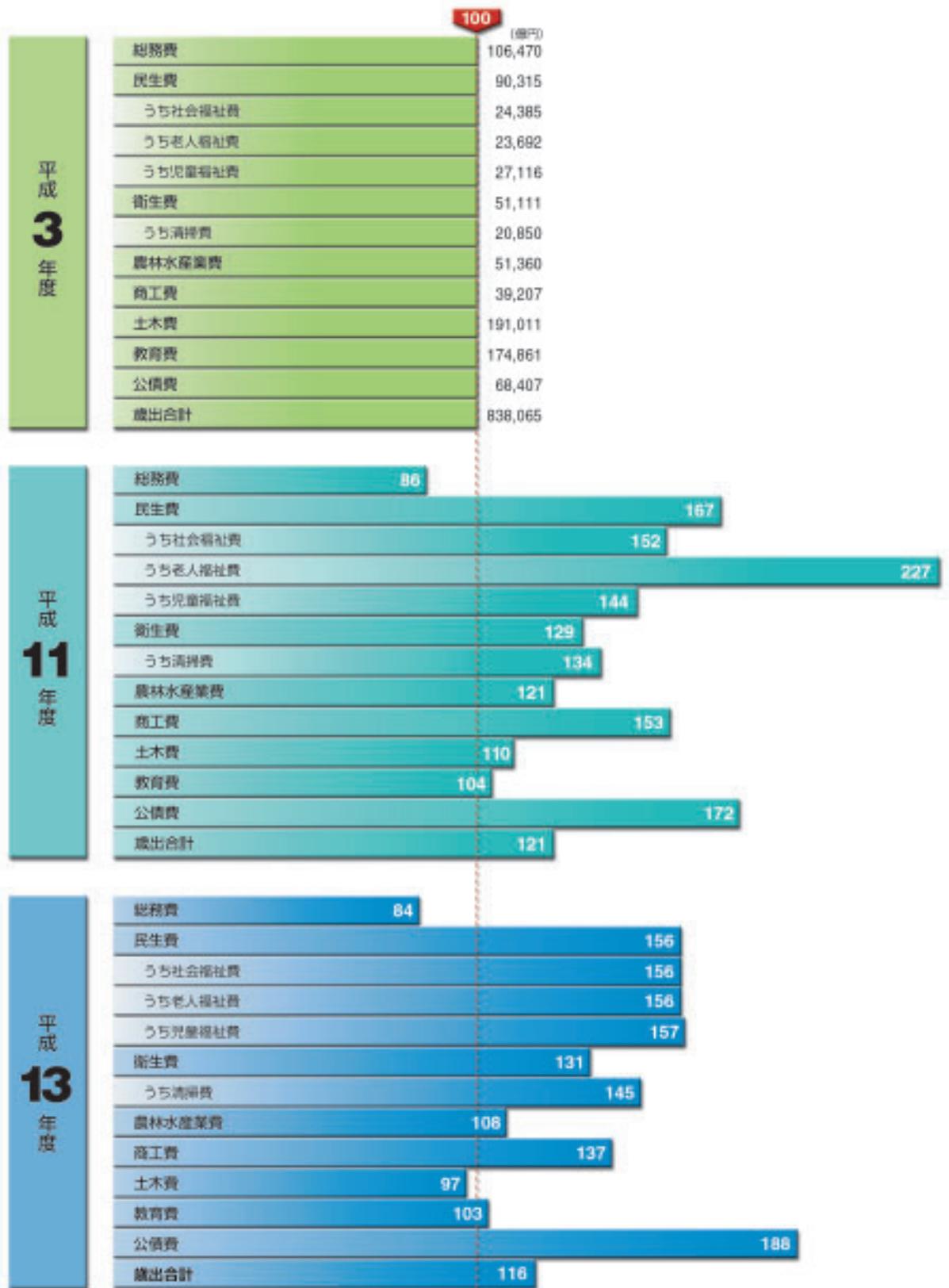
目的別歳出決算額の構成（平成13年度）



近年、民生費、公債費などが増加しています。

目的別歳出構成の推移（普通会計純計）

単位：平成3年度を100としたときの比率

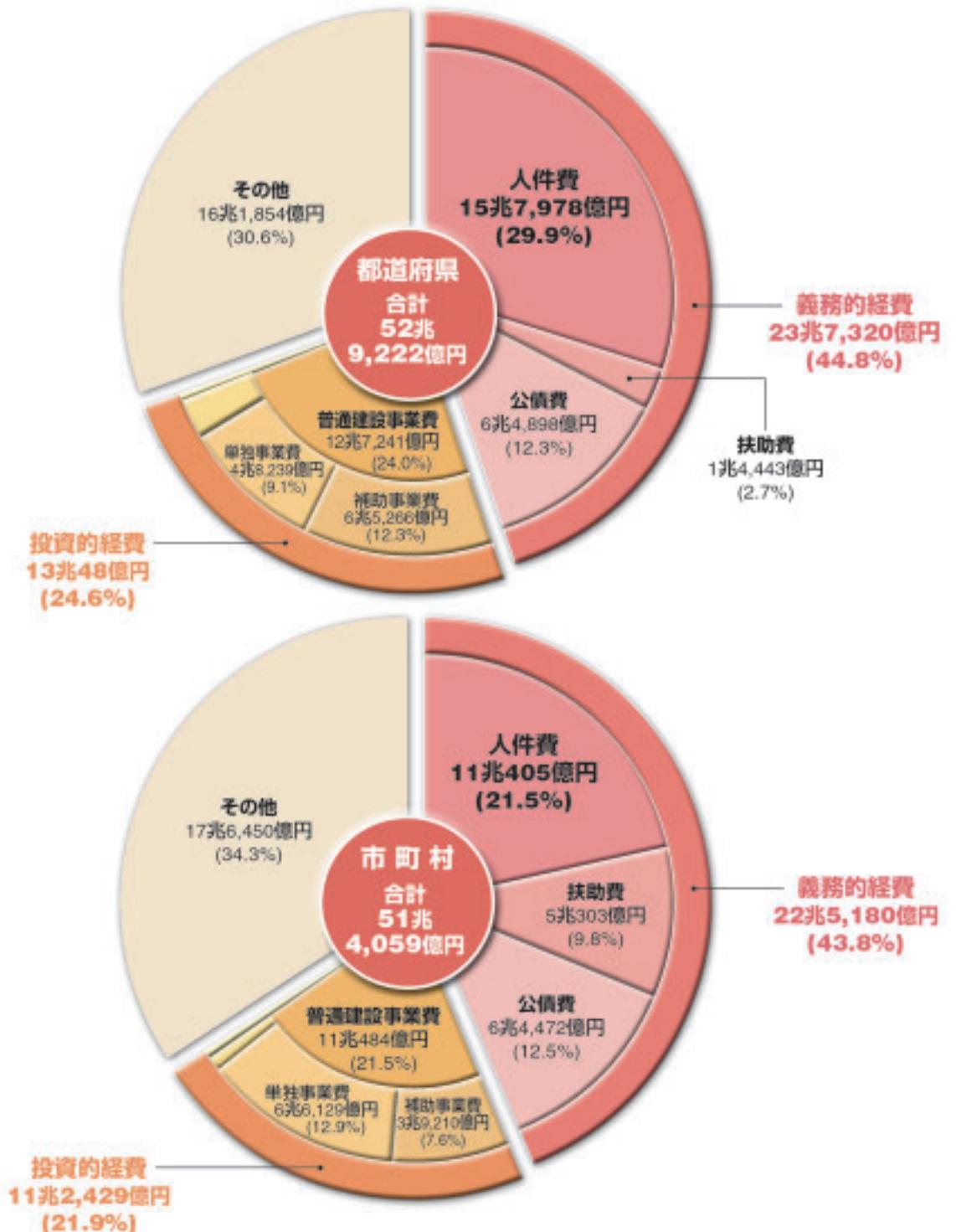


使われた費用はどのような性質のものでしょうか？

2. 性質別分類

使われた費用を性質別に分けると、支出が義務づけられ、任意に削減することが困難な「義務的経費」(人件費、扶助費及び公債費)と、普通建設事業費などにあてられる「投資的経費」、「その他の経費」に分けることができます。

歳出内訳の構成 (平成13年度)



性質別歳出の内訳と推移

全国



扶助費
児童福祉費、生活保護費など、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、高齢者、心身障害者等を援助するために支出される経費

普通建設事業費
道路、橋りょう、公園、学校等の社会資本の整備に要する費用

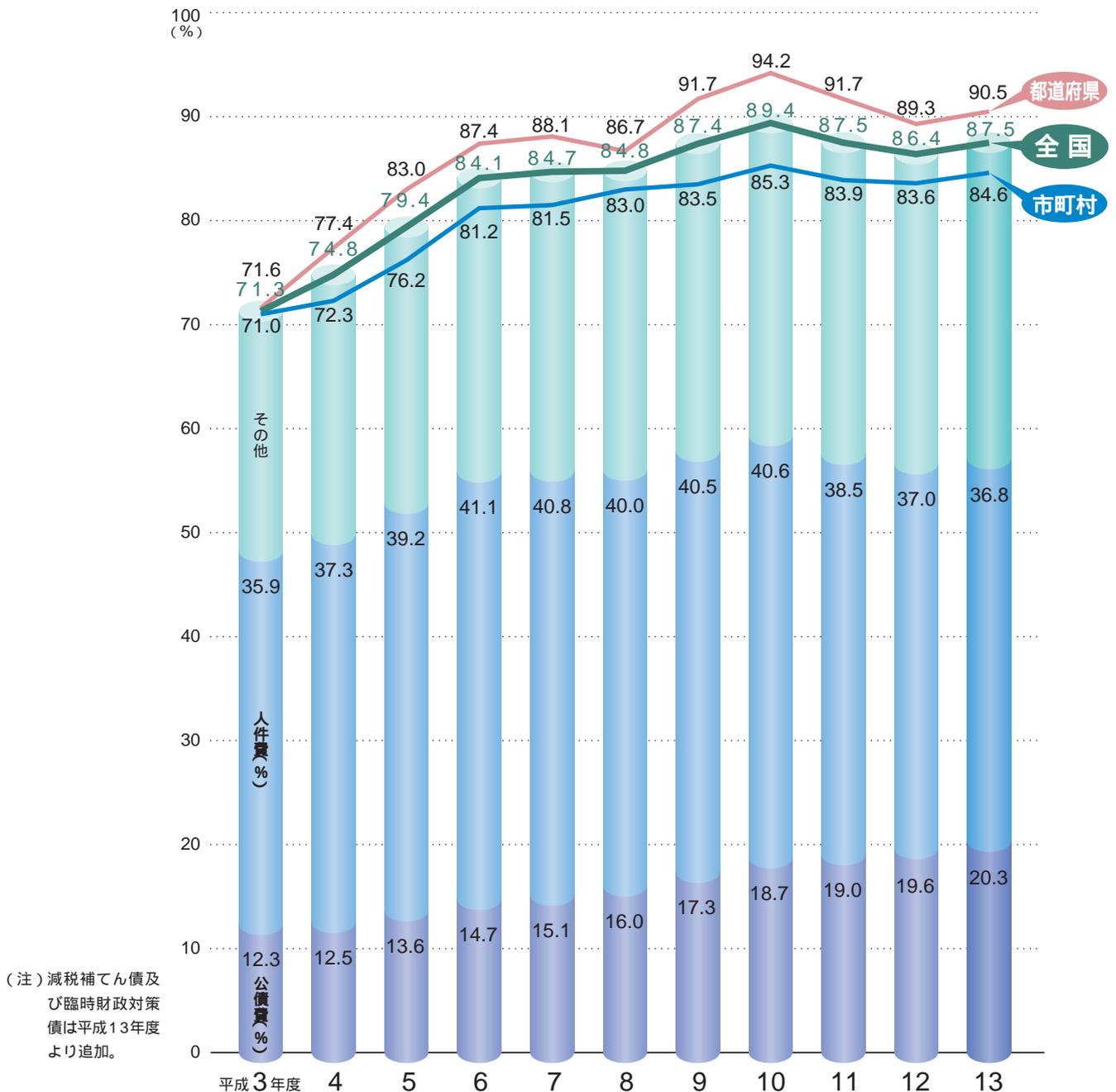
財政構造の弾力性

財政の行政需要への対応能力はどうなっているのでしょうか？

地方公共団体が、住民からのニーズに的確に応えていくには、毎年、支出が必要になる義務的経費に充てる財源に加えて、社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくための施策に充てる財源を確保していくことが必要です。その財源の確保の程度を財政構造の弾力性といっています。

1. 経常収支比率

経常収支比率（毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合）は、平成11年度以降人件費分の減少等により低下してきましたが、平成13年度は公債費分の増加等により上昇しています。

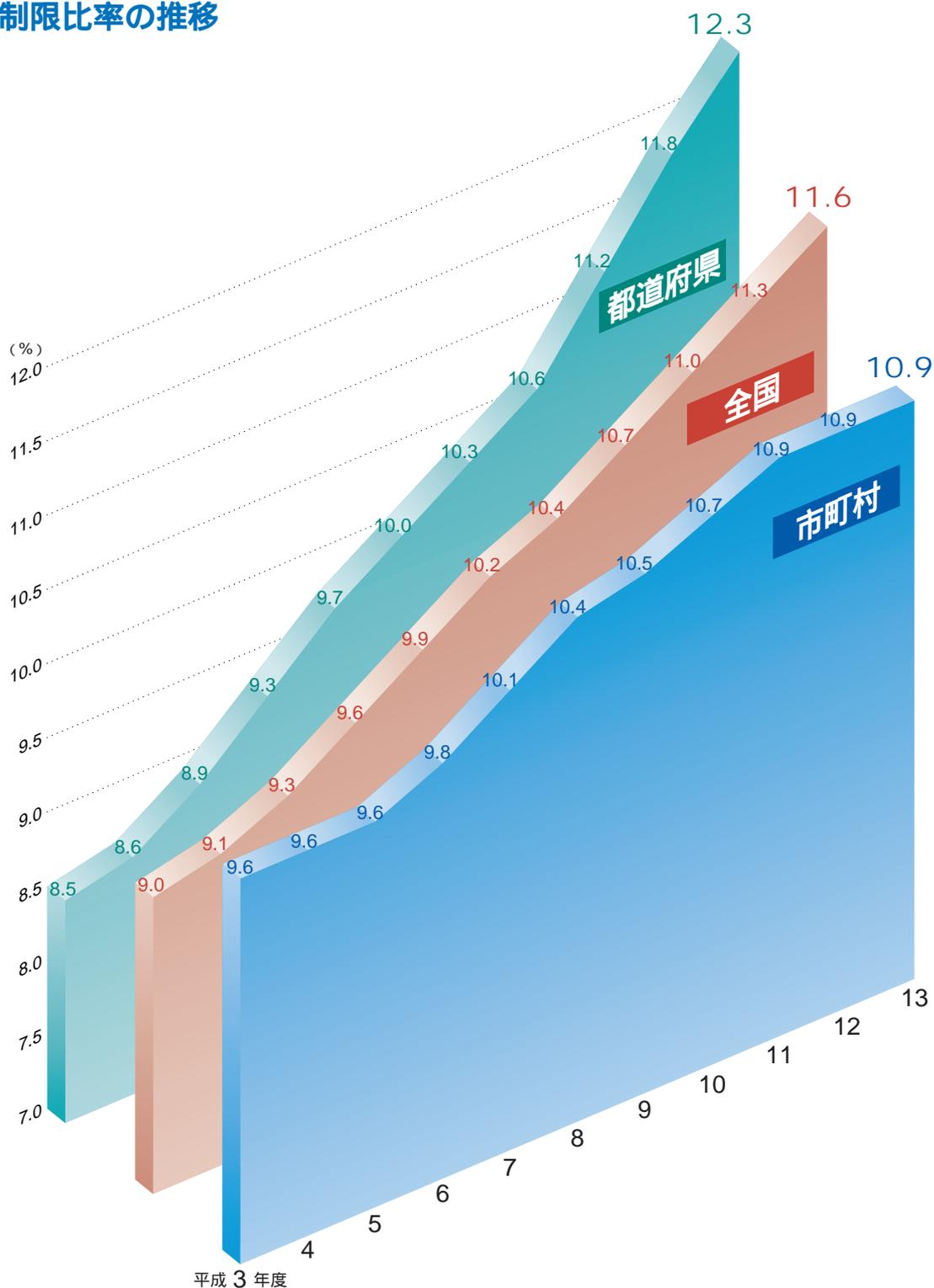


2. 起債制限比率

地方公共団体の借入金、利子の支払いである公債費は、特に弾力性に乏しい経費であることから、その動向に常に注意する必要があります。

交付税が措置されたものを考慮した、実質的な公債費の負担の程度をみる指標である起債制限比率も引き続き上昇し、財政構造の弾力性が乏しくなっています。

起債制限比率の推移



*起債制限比率

起債制限比率は、地方債元利償還金から繰上償還された額を除き、さらにこれに充当された一般財源のうち地方交付税が措置されたものを除いたものが標準財政規模(地方交付税措置分を控除)及び臨時財政対策債発行可能額の合計額に対してどの程度の割合になっているかをみるものです。この指標は地方債の許可の制限に用いられており、この比率が20%以上の団体に対しては、原則として、一般単独事業などに係る地方債の発行が制限されます。

地方財政の借入金残高

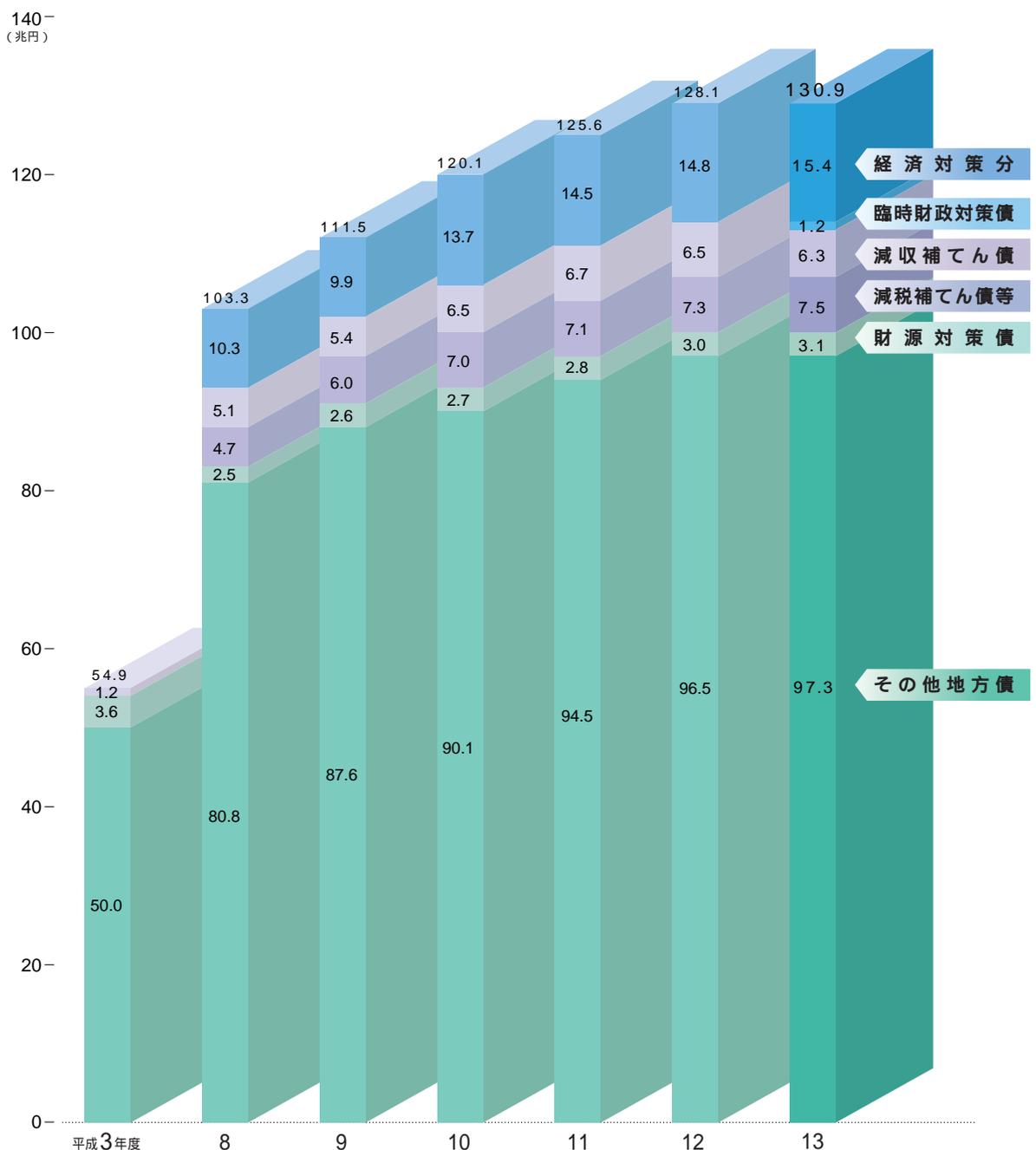
地方財政の借入はどうなっているのでしょうか？

1. 地方債現在高の推移

地方公共団体の借入である地方債現在高は、平成13年度末で約131兆円です。

近年、地方税収等の落ち込みや減税に伴う税収の補てん、経済対策に伴う公共投資の追加、臨時財政対策債の発行等により増加しており、歳入総額に対して1.3倍、地方税、地方交付税などの一般財源総額の2.3倍に達しています。

地方債現在高の推移



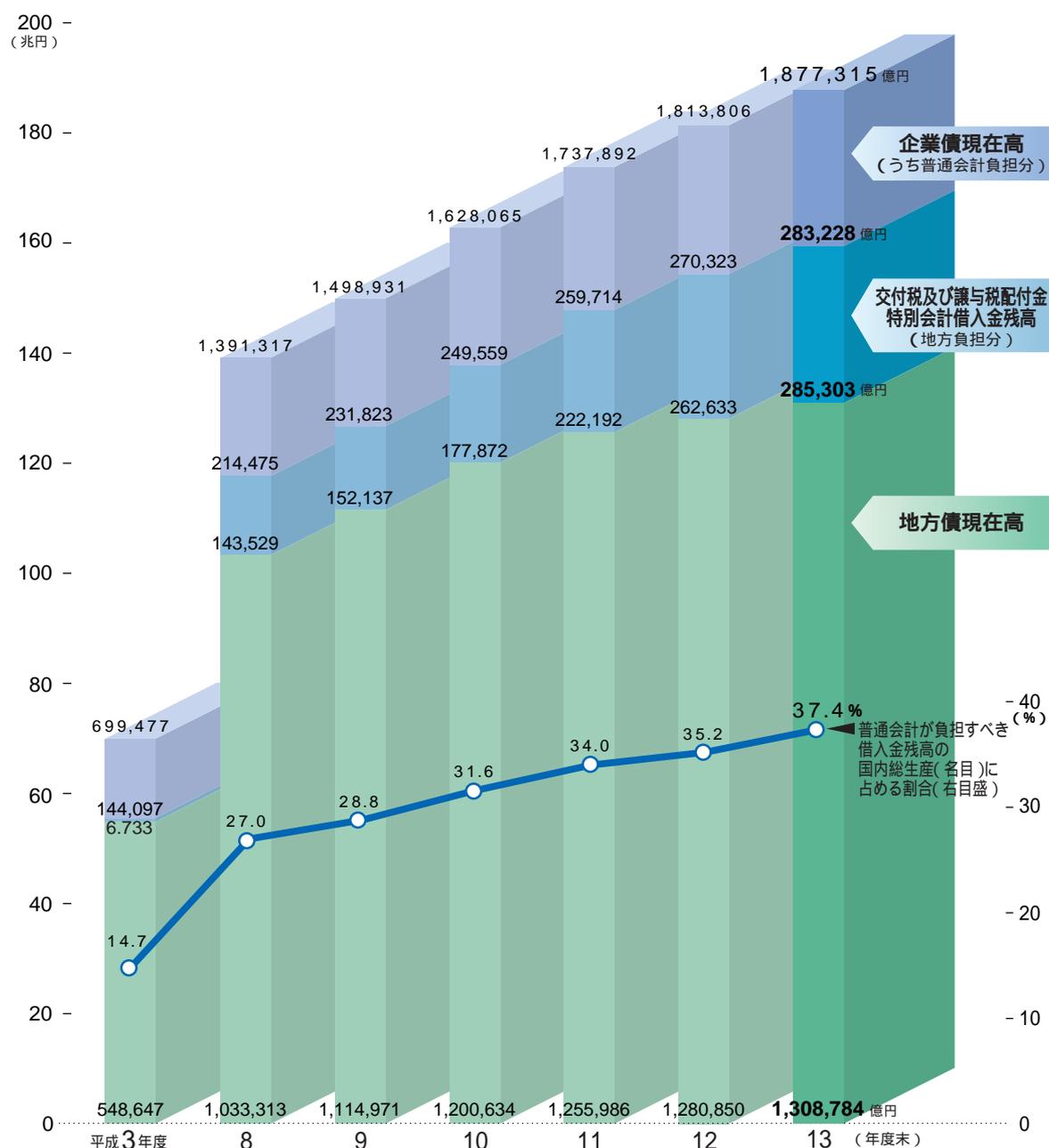
(注1) 地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。

(注2) 経済対策分は推計値である。

2. 地方財政の借入金残高

また、地方債現在高のほか、地方財源不足に対処するための交付税特別会計借入金のうち地方負担分、公営企業において償還する企業債のうち普通会計がその償還を負担するものを含めた借入金残高は、近年急増しており、平成13年度末には、約188兆円に達しており、さらに平成15年度末には、199兆円に達するものと見込まれています。

普通会計が負担すべき借入金残高及び国内総生産に占める割合の推移



(注1) 地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。

(注2) 企業債現在高(うち普通会計負担分)は、決算統計をベースとした推計値である。

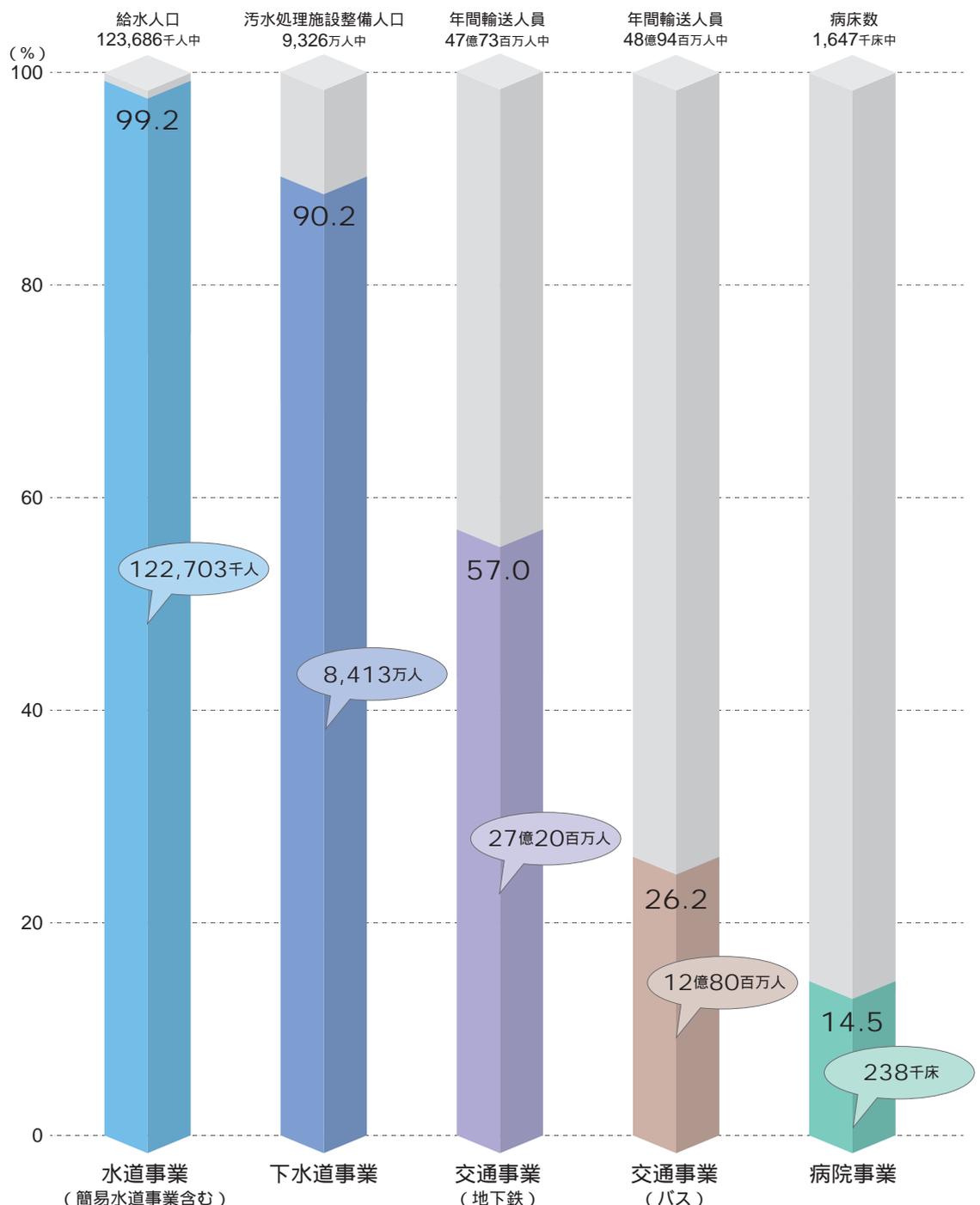
地方公営企業

地方公営企業の状況はどのようになっているのでしょうか？

地方公営企業は、地方公共団体が直接、社会公共の利益を目的として経営する企業であり、水道事業、下水道事業、交通事業、病院事業など地域住民の生活や地域の発展に不可欠な社会資本の整備やサービスの提供を行っています。

1. 地方公営企業が占める割合

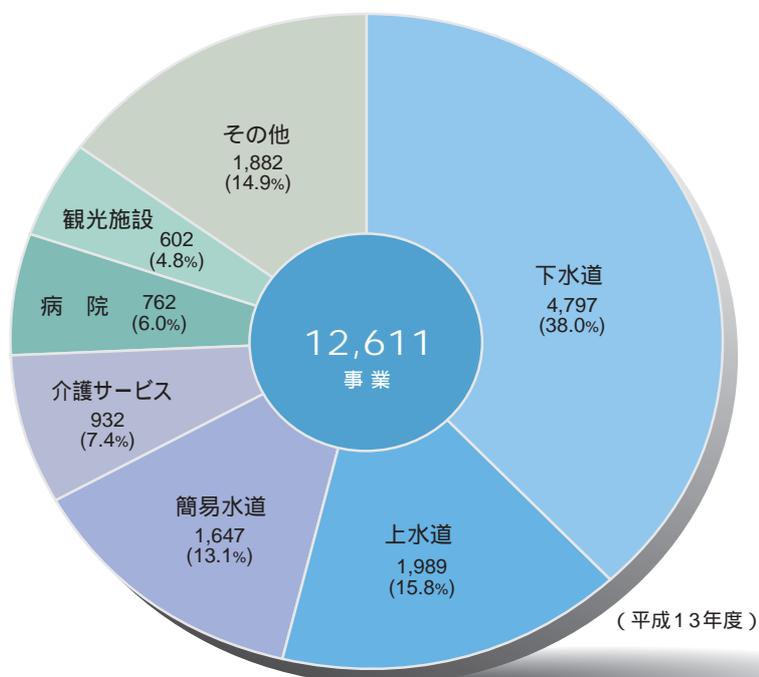
地方公営企業は、住民の生活水準の向上を図るうえで大きな役割を果たしています。



* グラフは、実施されている事業全体を100とした場合の地方公営企業が占める割合を表しています。

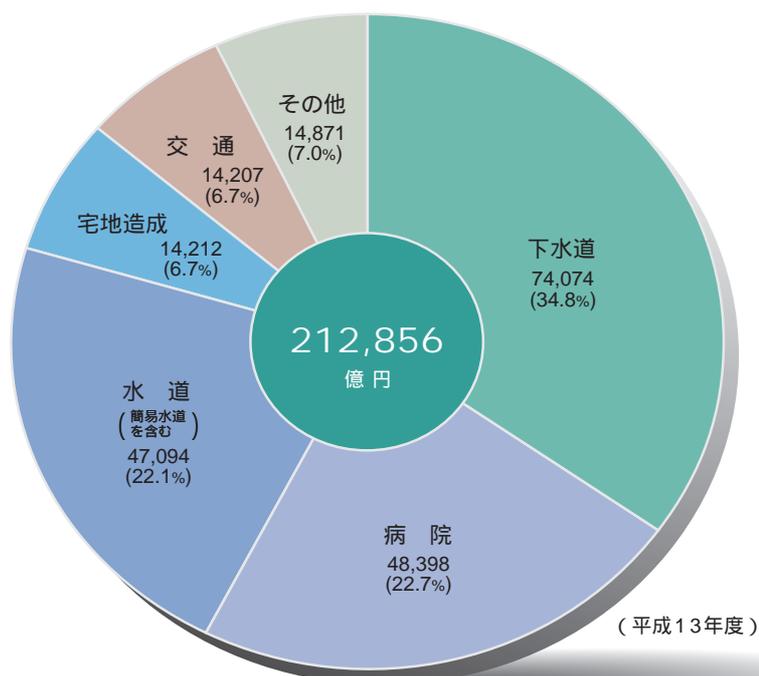
2. 事業数

事業数は、12,611事業であり、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、上水道事業、簡易水道事業、介護サービス事業、病院事業の順になっています。



3. 決算規模

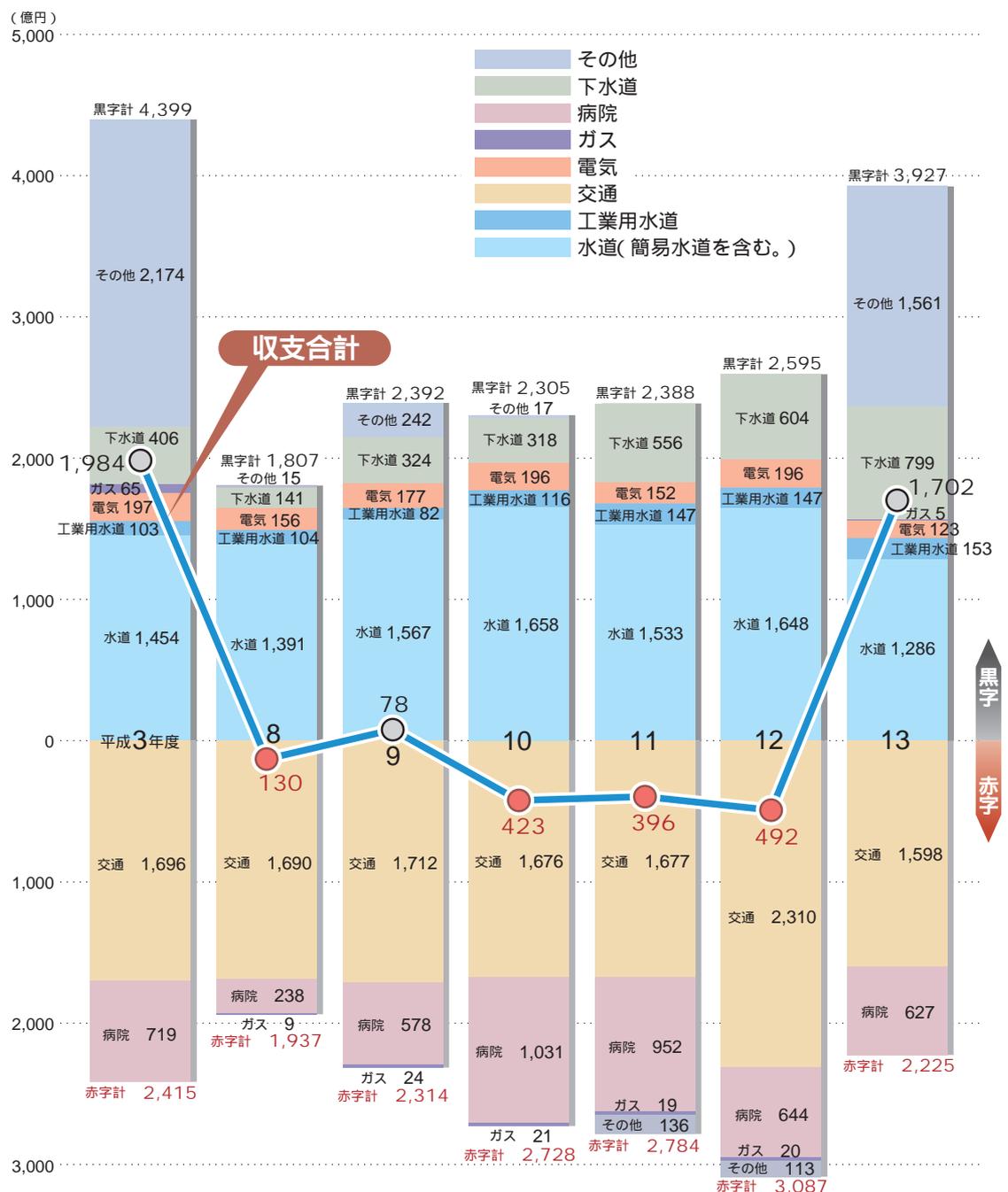
決算規模は、21兆2,856億円で、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、病院事業、水道事業、宅地造成事業、交通事業の順になっています。



4. 経営状況

経営状況は、平成9年度から4年ぶりに1,702億円の黒字に転じており、事業別にみると、水道事業、工業用水道事業、電気事業及び下水道事業は黒字で推移している一方で、交通事業及び病院事業は赤字が続いている状況です。

地方公営企業の経営状況の推移



財政の健全化に向けての取組

財政の健全化のためにどのような取組が行われているのでしょうか？

地方財政の状況は極めて厳しく、その一方、地域の総合的な行政主体として位置づけられた地方公共団体の役割はますます重要になると考えられています。

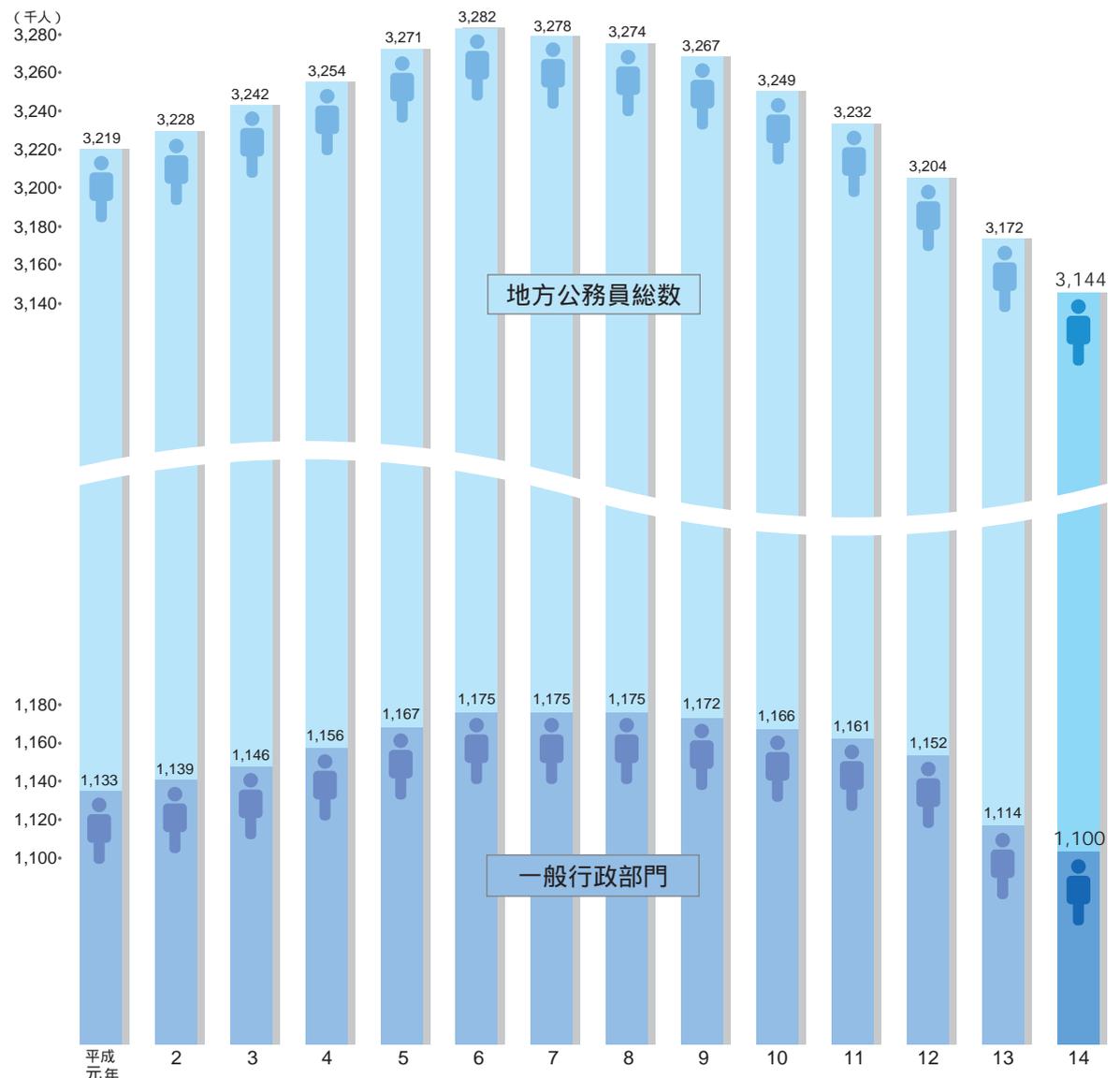
このため、新たな行政課題にも対応できる簡素で効率的な行政組織を目指し、行政改革の取組が進められています。

1. 公務員数

地方公務員総数は、平成7年から8年連続して減少しています。一般行政部門は7年連続、特別行政部門は11年連続して減少し、公営企業会計部門も減少に転じています。

これは、福祉・医療の充実、防災対策の充実などにより職員数が増大している部門があるものの、定員管理目標を策定し、スクラップ・アンド・ビルドを基本に他の部門で削減を行うなど職員数の増加の抑制に努めているためです。

地方公務員数の状況



地方公共団体の部門別職員数の推移

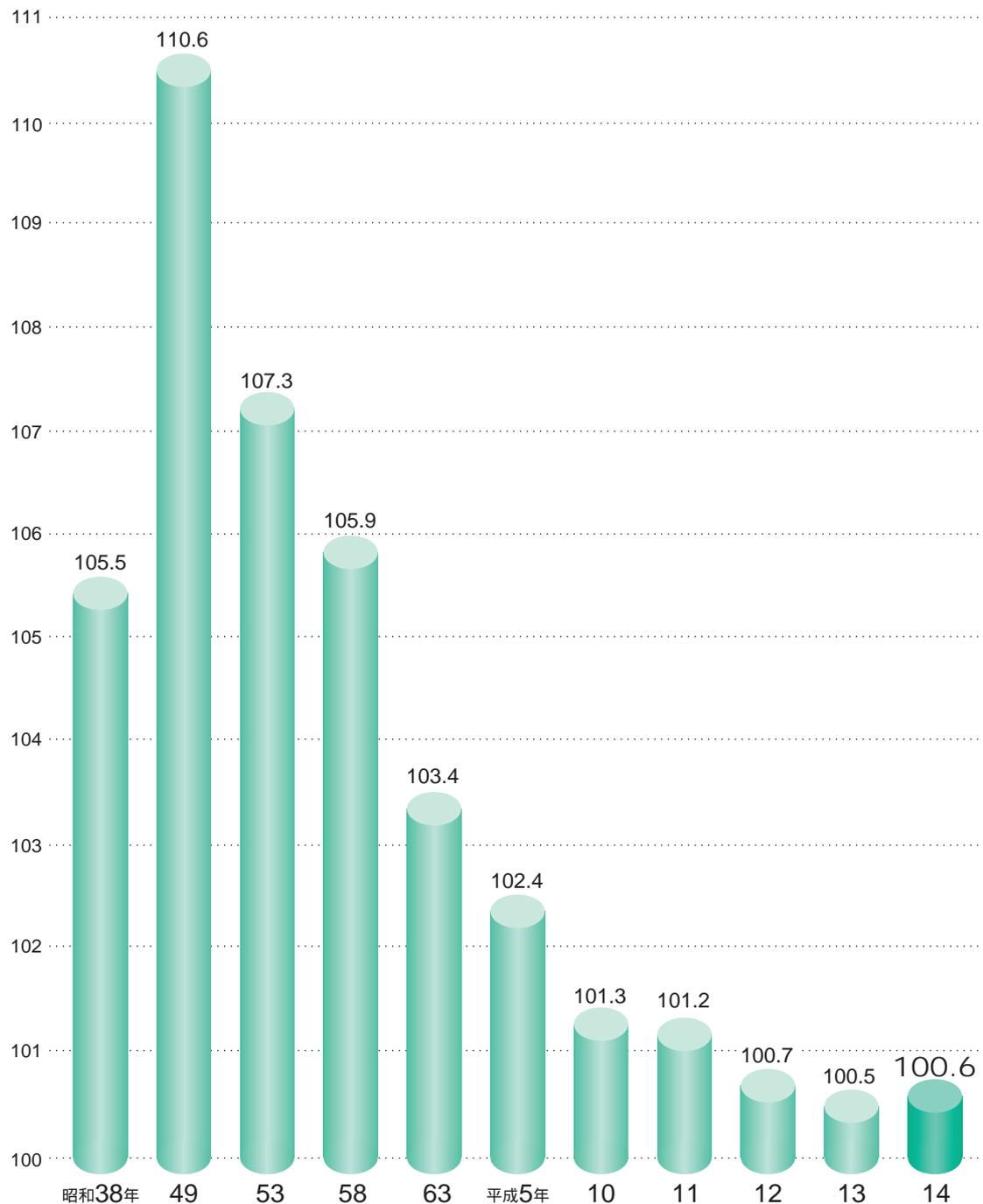
単位：平成4年4月1日現在を100としたときの比率



2. 給与水準

地方公務員の給与水準をラスパイレス指数^{*}で表すと、全地方公共団体平均で100.6となっています。

ラスパイレス指数の推移（全地方公共団体平均の推移）



*ラスパイレス指数

物価水準・賃金水準などの比較のために用いられる指標であって、ここでは、国家公務員の給与水準を100としたときの、地方公務員の給与水準を指すのに用いられています。平成14年にラスパイレス指数が上昇した主な要因は、平成13年度に給与削減措置を行っていた地方公共団体のうち、平成14年4月1日の調査時点でその措置が終了した団体があったためです。

3. 行政の透明化

地方財政の状況が厳しさを増す中で、説明責任を果たすための様々な取組が行われています。財政状況の公表、分析の一手法として、資産と負債の状況を総合的に把握するために、バランスシートの作成に取り組む団体も近年増えてきています。

バランスシートの作成例（A市）

平成13年度普通会計バランスシート

（平成14年3月31日現在 単位：千円）

借 方		貸 方	
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
1. 有形固定資産		1. 固定負債	
(1) 総務費	7,849,963	(1) 地方債	53,400,519
(2) 民生費	2,635,732	(2) 債務負担行為	
(3) 衛生費	5,025,765	物件の購入等	0
(4) 労働費	406,532	債務保証又は損失補償	0
(5) 農林水産業費	5,295,694	債務負担行為計	0
(6) 商工費	2,249,670	(3) 退職給与引当金	6,234,735
(7) 土木費	52,211,412	固定負債合計	59,635,254
(8) 消防費	561,124	2. 流動負債	
(9) 教育費	48,250,835	(1) 翌年度償還予定額	4,074,464
(10) その他	274,292	(2) 翌年度繰上充入金	0
計	124,761,019	流動負債合計	4,074,464
(うち土地)	42,664,316)	負債合計	63,709,718
有形固定資産合計	124,761,019		
2. 投資等		〔正味資産の部〕	
(1) 投資及び出資金	4,055,425	1. 国庫支出金	19,187,061
(2) 貸付金	311,579	2. 都道府県支出金	5,740,513
(3) 基金		3. 一般財源等	57,688,039
特定目的基金	7,616,199	正味資産合計	82,615,613
土地開発基金	2,044,674		
定額運用基金	44,000		
基金計	9,704,873		
投資等合計	14,071,877		
3. 流動資産			
(1) 現金・預金			
財政調整基金	2,040,545		
減債基金	1,726,458		
歳計現金	1,151,958		
現金・預金計	4,918,961		
(2) 未収金			
地方税	1,844,860		
その他	728,614		
未収金計	2,573,474		
流動資産合計	7,492,435		
資産合計	146,325,331	負債・正味資産合計	146,325,331

債務負担行為に関する情報

物件の購入等に係るもの
債務保証又は損失補償に係るもの
利子補給等に係るもの

4,443,824千円（本表に計上したものを除く）
5,931,001千円（本表に計上したものを除く）
1,851,493千円

4. 行政改革の具体的な取組事例

地方公共団体において、財政健全化のため、さまざまな行政改革の具体的な取組が行われていますが、そのうちの一部をご紹介します。

具体的な取組事例

[]内はこれまでの実績

A

県

平成11～20年度の10年間で職員数を約20%（約3,000人）削減
[平成11～14年度の4年間で1,228人（約8%）を削減]

管理職手当の削減

[平成13～14年度の間、10%減額]

事務事業の見直しの実施

[平成14年度に119件の事務事業の廃止・休止]

県関係団体の見直しにより、平成12～20年度の9年間で県関係団体の職員数を約20%（約600人）削減

[平成12～14年度の3年間で320人削減]

公の施設を見直し、平成14～20年度の7年間で26施設（約20%）以上の廃止・民営化等

B

県

平成9～18年度の10年間で知事部局の職員数を10%程度（約1,400人）削減
[目標年度を4年前倒しのうえ、目標値を超えて達成し、平成9～14年度の6年間で1,581人（11.7%）削減 引き続き削減に取り組む]

平成12～16年度の5年間、一般職給料等の削減

[管理職手当受給職員4%減額、一般の職員2%減額]

平成9～13年度の5年間で本庁組織の部局・室課の数を10%以上削減

[既に目標値を超えて達成し、平成9～14年度の6年間で、4部局（28.6%）32室課（21.5%）削減]

平成18年度までに、県債の新規発行額を税収等自主財源の10%以内に抑制

[平成8年度（最終予算）23.1% 平成15年度（当初予算）14.7%（8.4ポイント）]

既定事業の見直し

[88件を廃止・休止、1,009件を縮小・統合（平成15年度）]

C

市

平成13～17年度の5年間で職員数を1,000人（約5.5%）削減

[平成13～14年度の2年間で736人削減]

特別職の給与削減

[平成14年度に市長15%減額、副市長等10%減額]

一般職員の給与削減

[平成14年度に局長・部長・課長級5%減額、課長補佐・係長級4%減額、その他の職員3%減額]

平成13～17年度の5年間で外郭団体数を3団体以上整理統合

平成11年度決算で94.1%であった市税徴収率を、平成15年度決算において96%台に引き上げ

平成13～17年度の5年間で142項目の事務事業の見直しを実施

[平成13～14年度の2年間で80項目が計画目標を達成]

地方財政の課題

1. 地方分権の更なる進展のための行財政基盤の充実

1 財政基盤の充実

地方財政が大幅な財源不足の状況にあるなかで、地方分権を更に進めるためには、「地方にできることは地方に委ねる」との原則の下、歳入・歳出の両面において、地方の自由度を高め、地方の自立に向けた構造改革の実現に取り組むことが必要。

- 地方税中心の歳入構造の実現

地方における歳出規模と税収の乖離 できる限り縮小

歳出 国：地方=2：3

税収入 国：地方=3：2

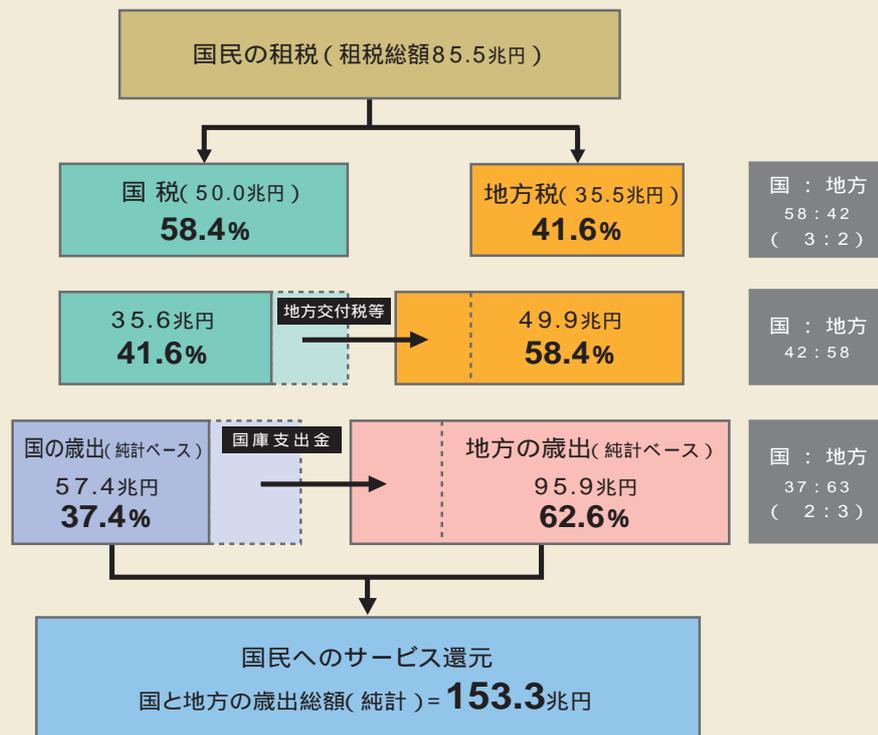
- 国庫補助負担金や法令等による国の関与の見直し

行政サービスによる受益と負担の対応関係のより一層の明確化
 国・地方を通じる行政改革や財政構造改革の推進

参考

国・地方間の財源配分

(平成13年度)



三位一体の改革

地方の自立に向けた構造改革を推進するためには、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を相互に関連付け一体的に検討することが必要。

参考

(平成14年6月25日閣議決定)

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」

(抜粋)

第4部 歳出の主要分野における構造改革

3. 国と地方

(1) 地方行財政改革については、これを強力かつ一体的に推進する必要がある。まず、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する。地方分権改革推進会議の調査審議も踏まえつつ、福祉、教育、社会資本などを含めた国庫補助負担事業の廃止・縮減について、内閣総理大臣の主導の下、各大臣が責任を持って検討し、年内を目途に結論を出す。

(2) これを踏まえ、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後一年以内を目途にとりまとめる。

この改革案においては、国庫補助負担金について、「改革と展望」の期間中に、数兆円規模の削減を目指す。同時に地方交付税の改革を行う。9割以上の自治体が交付団体となっている現状を大胆に是正していく必要がある。このため、この改革の中で、交付税の財源保障機能全般について見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。他方、地方公共団体間の財政力格差を是正することはなお必要であり、それをどの程度、また、どのように行うかについて議論を進め、上記の改革案に盛り込む。これらの改革とともに、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要のあるものについては、移譲の所要額を精査の上、地方の自主財源として移譲する。

現在、地方においては約14兆円の財源不足が生じている。歳出削減や地方税の充実など様々な努力により、できるだけ早期にこれを解消し、その後は、交付税による財源保障への依存体質から脱却し、真の地方財政の自立を目指す。

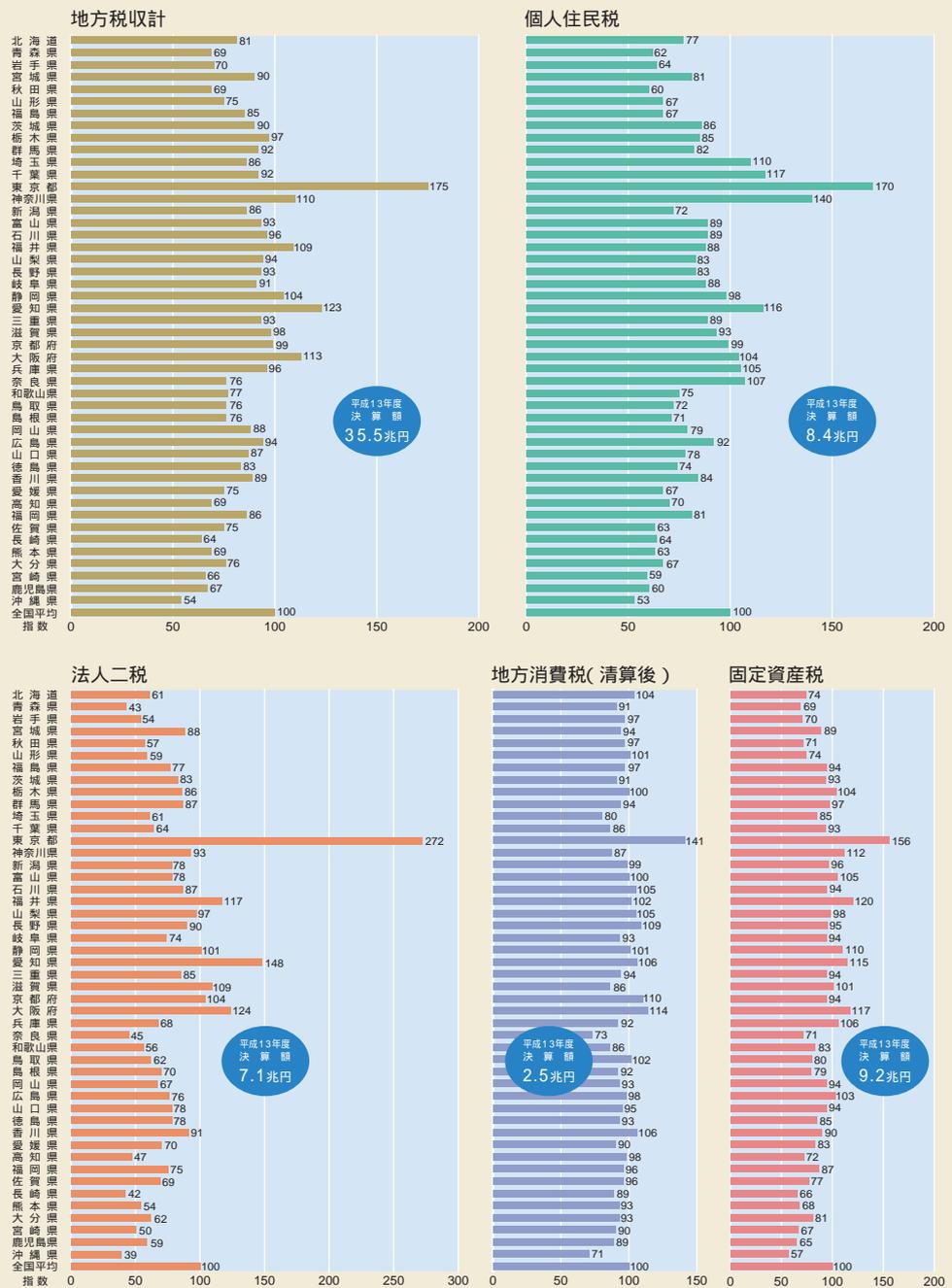
・ 地方税

地域のニーズに応じた行政サービスを自らの責任と判断で実施できるよう、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すべく、地方税の充実確保を図ることが必要。

参考

地方税における税収の偏在

地方税収計、個人住民税、法人二税、地方消費税及び固定資産税の人口1人当たり税収額の指数
(全国平均を100とした場合、平成13年度)



(注1) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税及び個人市町村民税の合計額である。
 (注2) 法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額である。
 (注3) 固定資産税の税収額には、道府県分を含む。

・ 地方交付税

地域間に経済力・財政力の格差があること、我が国では、内政の大部分について国が法律などにより地方に一定の行政水準の確保を要請していることを踏まえ、その果たす役割は極めて重要。

他方、歳出削減や地方税の充実など様々な努力により、できるだけ早期に多額に上る財源不足を解消し、その後は、交付税による財源保障機能への依存体質から脱却し、真の地方財政の自立を目指すことが必要。

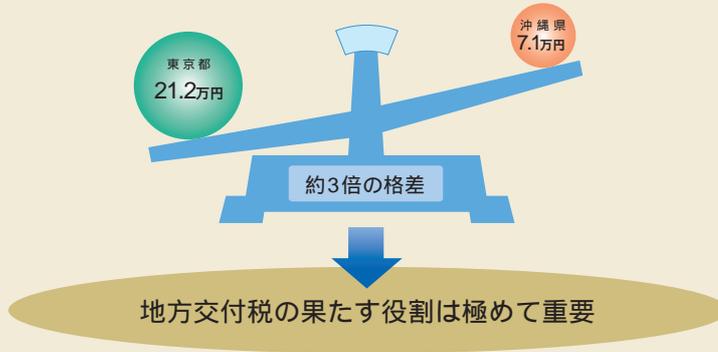
それらを踏まえ、引き続き必要な地方交付税総額の確保を図ることが重要。

参考

・ 内政の大部分について国が法律などにより地方に一定の行政水準の確保を要請

・ 地域間の経済力・財政力の大きな格差

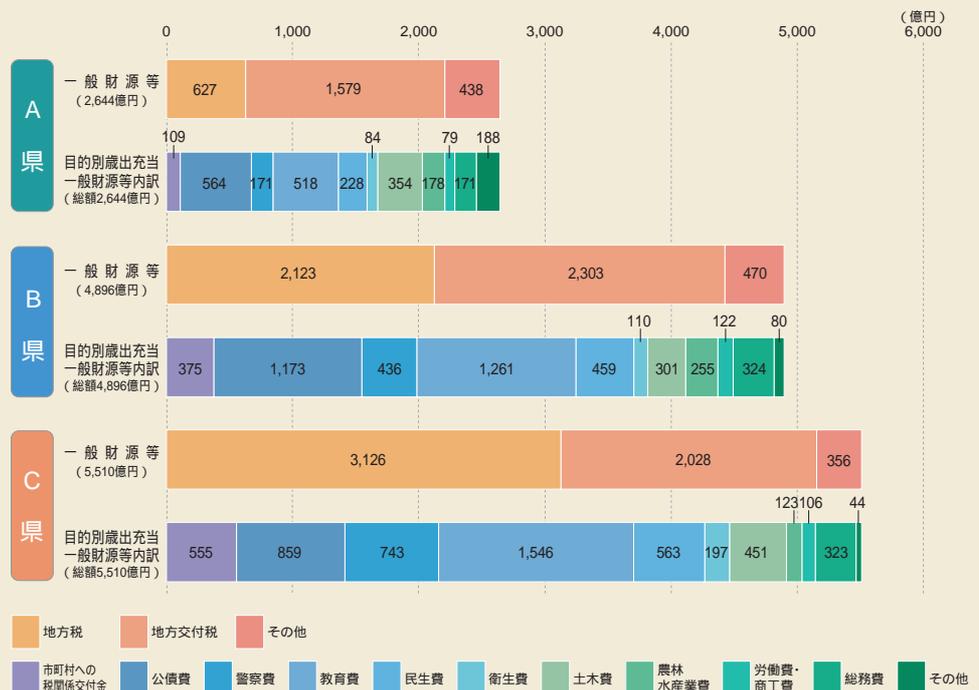
例えば、平成13年度では、一人当たり税額でみると、



参考

地方交付税による財源保障(ミクロ)の状況

(平成13年度)



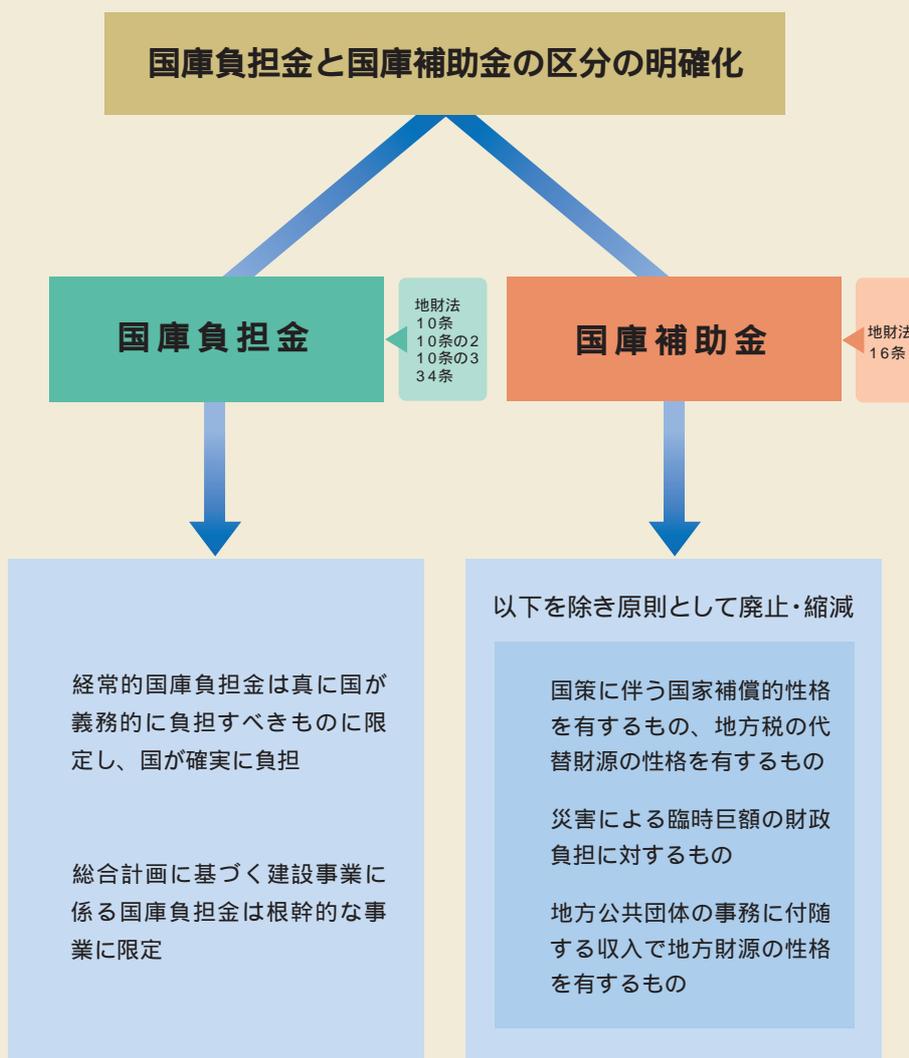
・ 国庫補助負担金

地方の自由度を高め、地方の自立を図るためには、国庫補助負担事業の整理合理化を推進することが必要。

参考

国庫補助負担金の整理合理化の基本的な考え方

(地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)より)



【整理合理化の手法】

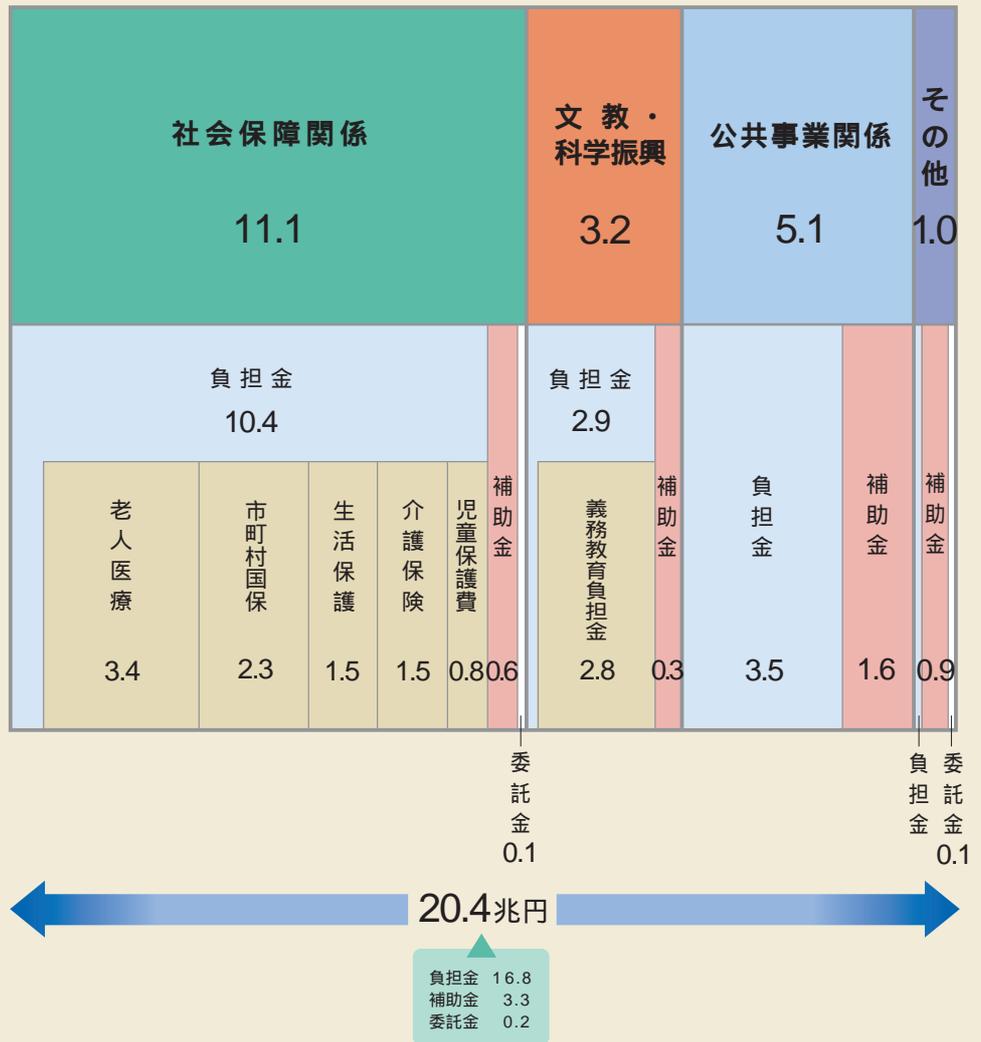
地方公共団体の事務として同化・定着・定型化しているもの、人件費補助の一般財源化
 国庫補助負担金が少額なものの廃止・一般財源化(零細補助基準・採択基準の引き上げ)
 サンセット化の推進、終期(5年)の設定
 補助率が低いもの(1/3未満のもの) 創設後一定期間経過したものの廃止・一般財源化
 新規の国庫補助金の設定の抑制、スクラップアンドビルド原則の徹底

参考

地方公共団体向け国庫補助負担金等

(一般会計及び特別会計、15年度予算ベース)

(単位:兆円)



2 市町村合併の推進

「市町村の合併の特例に関する法律」(昭和40年法律第6号)の期限である平成17年3月までに自主的な市町村合併を促進するため、合併に向けた取組をより一層強める必要があります。

各省庁連携による市町村合併支援プランによる支援

合併重点支援地域及び平成17年3月までに合併した市町村において実施される各種事業等を支援

(地方財政措置の拡充、公共事業の優先選択・重点投資、合併に際しての各種の障害除去等)

市町村合併により次のような効果が期待されています。

利用可能な窓口の増加、生活の実態に即した小中学校区の設定のほか、他の市町村の公共施設が利用可能になるなど、住民の利便が向上します。

小規模市町村では十分に展開できなかった専門的なサービスが実施できるようになり、行政サービスが高度化、多様化します。

重点的な投資が可能になり、地域の中核となるグレードの高い施設の整備や大規模な投資を必要とするプロジェクトの実施が可能になります。

道路や公共施設の整備、土地利用やゾーニングなどの分野で広域的視点に立ったまちづくりが可能になります。

管理部門の効率化が図られ、事業部門に人材や予算を手厚く配分できるようになるなど、行財政の効率化が図られます。



2. 健全化への努力

極めて厳しい状況にある地方財政を健全化するためには、地方税収などの地方一般財源の収入増に努めると同時に、国・地方を通じる行財政の簡素・効率化を図ることにより、収支ギャップを縮小し、借入金依存からの脱却を図る必要があります。

1 行政改革の推進

これまでもみたように、地方公共団体においては行政改革の取組が進められていますが、引き続き徹底した行政改革の推進、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進める必要があります。

定員管理及び給与の適正化

組織・機構の簡素効率化

事務事業の見直し、民間委託の推進、公設民営方式、PFIの活用等

* PFI：PFIとは、国や地方公共団体等が自ら行ってきた社会資本の整備・公共サービスの提供について、民間の資金やノウハウを活用し、設計から建設、運営までを、民間が行う手法です。

2 透明性の向上

地方分権の進展に伴い地方公共団体の自己決定権・自己責任が拡大されることに対応し、行政手続の公正を確保するとともに透明性の向上を図り説明責任を果たしていくことが求められています。

バランスシート、行政コスト計算書の作成、公表

行政情報の一層の公開、住民との情報の共有化

パブリックコメント制度の導入

3. 地域の政策課題への対応

地域の総合的な行政主体である地方公共団体は、さまざまな地域の政策課題に積極的に対応し、住民福祉の向上を図る必要があります。

地域の活性化

情報化の推進

良質な環境の保全・創造

総合的かつ効率的な地域福祉施策の推進

平成15年版 地方財政白書ビジュアル版

地方財政の状況

目で見える日本の地方財政

総務省自治財政局財務調査課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

代表電話 03-5253-5111

ホームページアドレス <http://www.soumu.go.jp>

印刷 株式会社 きょうせい